

第六十四回 参議院建設委員会会議録 第五号

(七五)

昭和四十五年十二月十七日(木曜日)

午前十時八分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事田中
一君上田
久司君大森
久司君奥村
悦造君大和
与一君

委員

小山邦太郎君

斎藤
昇君

高橋文五郎君

塚田十一郎君

林田悠紀夫君

柳田桃太郎君

米田
正文君沢田
政治君松永
忠二君松本
英一君二宮
文造君山田
徹一君高山
恒雄君春日
正一君

説明員

内閣審議官

中島
博君

○

國務大臣(根本龍太郎君)

○下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○

國務大臣(佐藤一郎君)

○

ませんか、経済企画庁長官。

○国務大臣(佐藤一郎君) これは間違ひございません。ただし、委任をすることは、委任をするといふことであるといたしません。

○松永忠二君 この前の御答弁では、委任をすることができるということになつてゐるが、事實上

定をしないで、全部都道府県に委任をするという考え方であったと思う。これは大臣、この法律を焼らば委託できるということであって、事实上まことに

国がやってもいいわけだけれども、国は法律施行までに追加をした七十八水域を指定して、もうあとはナミで那須野黒田事二委任するとして、二

ういう答弁があつたわけですが、これは違つてい
るんですか、そのとおりなんですか、事實上は。

○国務大臣（佐藤一郎君）　事実上と申しますか、原則はそういうつもりでお答えしただと思って、ただ、御存じのように、県際河川と称しまして、

大きな一つの川が何府県にも関係しておる。そういうことで、各府県それぞれの意見ではなかなかまとまらない場合のこととござります。そういう

県境河川等についてはあるいは国が直接携わらないと無理なものがあるかもしれない。そういうようなことは十分われわれも頭に置いております。

○松永忠二君　そうなると、まあ、国は今後、都道府県知事が指定したよりほかのものを、必要があれば指定をするという大臣の考え方であるという

ことが明らかになつたわけです。

該当する水域類型の閣議決定による指定は、水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のすべてにつき一行為なう。上古環境省が県に認めた環境基準

「水質汚濁防
止」行為の実施場所の併合に際しては、現地調査
から見て、この閣議決定の指定は、「水質汚濁防
止を図る必要のある公共用海域のすべてにつき」
行なうべき非常事態、危機につき参考にして、

る。で、水質汚濁防止法というのは、すべての公用水域に對して特定の施設について排出基準を規制していく。従来のような指定水域だけについて

て特定工場の排出基準をきめるのではなくて、公共用海域のすべてについて特定工場の排出基準をきめるというところに大きな変化がある。これは政府が非常に強調をしたところであります。われがいままで質問したときにも、従来そういう指定水域についてだけ排出基準がきめられているために、非常に指定がおくれると、公共用海域の広い範囲の汚濁ができるということで、今度はそういうことはやらないために本質汚濁防止法にこういうことを規定された。したがつて、すべての公共用海域についてにつき」行なう。こういうことだといつているので、そういう趣旨から考えてみると、今度公害基本法が改正され、二条が働くようになってくると、相当な水域の追加をされるということを考えるほうが自然だと思う。またそういうことは当然考えておられると私たちも思うのですが、これについて経済企画庁長官のお考えをひとつ聞かしてください。

○國務大臣(佐藤一郎君) まず最初に、松永さんがおっしゃいました、政府が府県知事と違う決定をする、こういう御指摘がちょっとありましたが、それはさつきも申し上げましたように、県際河川等の場合であります。これは別に異なるということではなくて、府県同士の意見が合わないことはしばしば今日まであるわけで、そういうようなことからその調整をする必要があるかもしれません、こういうことを申し上げておるのであって、われわれは府県知事にすでに、排水基準についてはその上乗せの基準の設定を府県知事にまかせておる際でもありますから、環境基準は本来国がきめるべきものと法律で定められてはおりますけれども、それは十分、府県知事に委任するという点にもあらわれておりますように、知事におまかせする、これが基本方針であります。特別の場合の調整を要するであろう、こういうことだけを申し上げたわけあります。

それから御指摘のように、今回、排水基準については一律基準というものをきめました。いわゆるシビルミニマムでございます。これは指定地域制度というもののから解放して、ある程度のものでは、もう黙って、どんなところでも守らなければなりません。それから今後は、排水基準の上乗せをやる場合には、まず環境基準を先にきめていく。ありますから、御指摘のように、われわれとしてもできるだけ環境基準の設定を急がなければなりません。おきましても、当然環境基準の指定ということが急速に行なわれてまいり、これは当然予想されることであります。また、私どもいたしましても、まだ本年、法律制度が改正になつております。で、もちろん、これが法律の公布によりまして府県に移りましたときには、権限としては府県にいくわけでござりますけれども、目下のところは、やはりそういう意味で、われわれ自身も相当のものを予定をしておつたわけであります。

○松永忠二君 理由はいろいろお話をあつたが、相當の水域が追加されることは考えられるし、それを目的としているというお話がありました。そこで、経済企画庁長官にお聞きをするわけでありますが、経済企画庁はこの基本計画水域として、九月の十日現在において百七十五水域を持つておるわけです。これは事実ですか。

○政府委員(宮崎仁君) 水質保全法、つまり旧法でございますが、これによつて調査基本計画を立ててく調査をした水域が、いま御指摘のようなものがあるわけでございます。

○松永忠二君 いや、私の聞いたのは、九月十日現在のこの経済企画庁の資料によれば、基本計画水域として百七十五水域が予定をされているけれども、これは事実ですかと、こう言って聞いていふんですよ、それを答えてください。

○政府委員(宮崎仁君) いま申し上げましたとおり、旧水質保全法といいますか、水質保全法によります。調査基本計画というのがございまして、それによって調査をしたもののが百七十五あります、こういうことでござります。

○松永忠二君 まあひとつ、建設大臣、だんだんあなたのこところへ回ってくるので、百七十五水域がつまり基本計画水域に入っているわけです。この中で、いま出ているように、四十九水域というのはすでに閣議決定をされて、それからまた水質汚濁防止法ができる前までに経済企画庁が予定をしているものがつまり十六水域と、それから指定をしている十四水域。つまり三十水域との前言つたのは、それが入ってくるわけです。したがって、この水質汚濁防止法が発効されるまでには七十八水域というのが国で指定される。そのほかに、結局、今後追加して、つまり都道府県の知事が委任をされた結果、これが追加をされてくる。追加をされるめどとして、大体この前経済企画庁の担当官が来て二百水域と言つたのは、これはやや少し水増しをしたような形だけれども、この法律ができる以上、国が考えているより以上を各都道府県がこの基本法第十二条に基づいてやってくるわけだから、大体二百水域ぐらいは考えているのだということを、これはもう全く当然な答弁なんですね。

それからまた、経済企画庁で出している資料から言つてみてもこれは決して間違いでない。つまり水域であると私は思うのです。非常に妥当性のある答弁であったと思うのですが、この点について建設大臣はどういうふうにお考えになつていませんか。

○國務大臣(根本龍太郎君) これは経済企画庁がそういう基準とか指定をすることありますから、それはいいとか悪いとかということは私のほうから申し上げる必要はございません。ただ、御承知のように、四十九水域が旧法においてもこれは非常に汚濁の状況がひどい。どうしてもこれではやらなければならぬというものを、選んだだ

けでも四十九水域があるということだと思います。けれども、下水道整備をするときにはやはりこの四十九水域が一番重点的に整備されなければならぬ、こういう考え方を持っています。

なおまた、今度はいわゆる公害国会と言われるほど公害に關する幾多の法律案ができまして、特に工場等の排出する廢棄物についても非常な厳罰化がなされている。そういう關係からしますれば、従来よりは、下水で処理しなければならないものが各工場の汚染源において相当これはカットされてくる。こういう關係でございますから、いわゆる都道府県が指定されましても、その汚染源のところにおいてカットされるものが非常に大きくなるから、従来よりは下水道によつてすぐに対処しなければならぬものの範囲が必ずしも広くなるとは言えないかもしれない。しかし、これは現実にやつてみなければなりませんが、論理的にはそういうこともあり得る、こう思います。たゞ私は、先般申し上げたことは正直に私の感想を言ったので、私のほうでこの数年間に二百水域まで指定するということはきめていたなかつた、これだけ申し上げておきます。

が出てきて、しかも、この下水道では政令で定める要件に該当するものというワクを引っかかるせるのは、二以上の市町村にまたがったものだけしかワクがかかるわけですね。こういうことだけしかあつてない。そうすると、一体下水道整備に関する基本計画を定めなければならないものは五ヵ年間にどれくらいになると予定をしているのか。これは大臣からでなくともいいわけですが、それは一体どれくらいのものを予定しているのか。この法律に基づいてとにかく基本計画を定めなければならぬと考えられる予定水域はどのくらいの水域になるのか。これをひとつ局長のほうから答弁してください。

○政府委員(吉兼三郎君) 現在の段階で正確なことを申し上げる実はまだ十分な資料等も準備をしておりませんけれども、大体私どものほうの下水道の長期計画のいろんな作業の過程におきまして検討をいたしましたところによりますれば、いまお話しのよう、二百というふうなおおよその水域の数が出ておりますけれども、このうちにいわゆる下水道の整備でもって環境基準の達成をはかっていくかなければならぬといふものは大体百ぐらいいじやなかろうか、四十九水域も含めまして、百ぐらいいじやなかろうかと、こういうふうな一応の見通しはいたしております。しかし、これは正確なものじやございません。

○松永忠二君 そうすると、大臣、いま話したのうに、「二百水域」は予想されるけれども、その中で下水道でやらなければできないものは百水城ぐらいだろうと、それもなかなか実は必ずしも根本的なことを言っているんじやないんです。それは資料を出してみてください。資料を出してそういうことが言えるのかどうか出してみなさいということを言われれば、もう少し検討を要することですね。

これはまあ時間ないのであとにして、いま言つたとおりのことと言うと、この新しい下水道計画のもとで二十五水域が完成をされるわけですね。しかし、五ヵ年間に基本計画を立てなければ

ならないと建設者が考えているものでも百本柱
閣議決定をされるまでに、当然これから水質汚濁防止法が発動されることは、これはもちろん入る。従来閣議決定をしたものはすべてそのままこれに入ってきたわけですが。したがって、それと同趣旨の上に立つてきめられてくる三十水域は少なくも直ちに入るであろうし、五年間の間には非常に小さく見積もっておもう少し多くなるのじやないかと私は思う。そういうことがだんだんはつきりしてきた。そこで一体総合的な基本計画が定められている水域は百水城という答弁があつたわけだが、なまづおもう少し多くなるのじやないかと私は思う。そういうことが書いてある。達成期間については、「五年以内に達成することを目途とする」と。で、そうでないものもすみやかにそういうことをやりなさいと、「極力」「速やかな達成を期する」という閣議決定をしているわけです。したがって、この基本計画の中には「期限は書いてありませんよ、期限は書いてあることを目途とする」と。で、そういうものによって法律上規制されているものについては、いわゆる閣議決定された水域であり、これはできないだけ五年以内に目的を達成をしたい、そういうものについても極力すみやかに達成をしたいたいということになれば、少なくも新五年計画の中には二十五水域しか完成できないような予算を計上していたのでは、これは私が絵にかいたものだと言つたのは、そこを言つたわけです。それでは、いわゆる閣議決定された水域で、絵にかかれていたもぢやないか。一般公共水域に広げてきれいでにします、きれいにしますといった政府の言つたことは誇大広告じやないか。建設大臣が非常に努力をした事実は私は認めますよ。前回の答弁でも強調されたことは、新経済社会五ヵ年計画の中の五十五兆円のワクの中でのいわゆる予備的

非常に努力したと、また伝えられるところによる
と、来年の予算の中の重点は、おそらく下水道の
予算になるだろう。しかしこれじゃちょっとアッ
ビールができないから困るということもいつてい
るわけですよ、一部党のほうでは。それだけ力を
入れているにかかわらず、事実上はこういうふう
になつていてるわけですよ、法律的には。法律はう
まいことを言つてはいるけれども、基本法はあらた
めてこうなりますとか、ああなりますとか、いろ
いろ言つてはいるけれども、現実にはなかなかそうち
はいかぬ。だからやはり期待に反するという面が
出てくる。この点はこの点ではつきり確認をし
て、明らかにして、そうして努力をするというな
らそれはわかりますよ。ところがおれはそんなこ
とは聞いてやらないし、聞いたことにいちや一
生懸命やつてはいるぞと、こう言われたのじや、
やつぱり二人を突き合わせてみなければわからな
い。これはそんなこと総理大臣は知つてはいるのか
どうなのか、私はおそらくそんなこと知らないの
じやないかと思う。いま経済企画庁長官が出来
たが、こういうふうな百七十五水域の基本計画が
きまつて、しかも追加をされていくということに
ついても、どういうことなのか、特にあなたが前
言をひるがえして言つたのは、いや國のほうでも
う調整をやると言つたのですと言つて、別に加え
るわけじやありませんということをあらためて
言つて、もう闘議決定の発動以後は、私たちは決
定をするということは、水域を増加するようなこ
とはしませんよというような言い方をされた。だ
から、私はこまかい一つ一つのことについて大臣
が理解をされていないということについて、それ
は理解をされていない面があつたって当然なこと
だけれども、つまり言つてはいるように公害基本法
に規定されていることを、水質汚濁防止法と、下水
道といふ法律を関連して考えたときに、これは
やっぱり縁にかかれてはいるけれどもなかなか實現
はできない。うまいことを言つてはいるけれども、
これは言うだけのことと、なかなか實現できぬだ

るうと、どういうことをわれわれは考へてゐるわけですか。それを一つのこういう限界があつて、こうなんだというふうなことを、やっぱ明らかにさせる私は責任があると思う。いたずらにいわゆる国民に過大な、今後の希望だけをあおつてしまつて、それで現実にはそれができないという事実になつてはまずいじやないか。そういうことで私はきょう来てもらつたわけなんです。だからこういう点について、やはりこのいま言ふとおり、基本計画というものについては、五カ年間に百水城もできているけれども、完成できるのは二十五水城であり、あるいは百水城も、この前の話じゃもつと出だるうと、「二百」。それをまた期待をしながら、こういう法律の改正もいたしましたというようなことを公害対策本部のほうで言つてはいた。だからその点が私は明らかになつたと思うのです。この点はそれはまた明らかにするために、私はいま一応この前確認したことも合わせて質問をする形でここまできたわけです。建設大臣ひとつ御答弁ください。

○國務大臣（根本龍太郎君） 御答弁と申しても、あなたはこういうふうに自分が判定するという……。

○松永忠二君 判定するじゃない。いまの客観的な質問を通して……。

○國務大臣（根本龍太郎君） 私は御承知のように、政治といふものでも法律でも、これはやっぱり一つの守るべき、また一つの理想的と申しますか、あるべき姿を規定しているということだと思います。そうしてこういうふうな公害のよくな問題は、非常に現実に深刻になつてきて、これをどうして処置するかというたために、私は政治的な、行政的いろいろの手段を講じなければならぬこともあります。しかし、これは国民の究極においては税の負担において経費のかかることはやらなきゃならないことも事実でございます。したがいまして、一つの起こつておる社会的なあるいはマイナス現象等これを一挙にやるべしという意見は当然出てくるけれども、現実にやる場合にはやはり段階的にやらざるを得ない。そのため予算というのもも

つくる。それから行政上の順序等もきまって、こう思つておるのでございます。したがつて、公害基本法に規定しておることが直ちに行できぬいということについていろいろ御批判ることは、これは当然でしよう、しかしながら現実にそれに対応するために他のものを全部犠牲にしてやるということもできないことも事実だと思います。そこで、われわれのほうといたしましては、水質の汚濁を根源において防止するといふ施策にもかかわらず、依然としていろいろの原因から水質が汚濁されてくるというものについてやはり可能な限りにおいて財政上の支出をしてながら、これを順序を追うて措置していく、こうしたことにならざるを得ない。したがいまして、下道計画におきましては、新しい五ヵ年計画で現在政府としてやり得る限度までこれを確保いたしまして、それを有効適切にこれは実施していくという姿勢をとっているわけでございます。しかし、これに対して松永さんのお考えはこれじゃ足らぬい、基本法やあるいは水質の基準から足らないといふ言われば、これはやはり足らないという感じ私はしております。しかしながら、これはやつぱり漸次順を追うてこれらに対処していくというのが、現実的な政治のやむを得ないところじゃないか、こう考えておる次第でござります。

なきやならない点があるということを申し上げ
わけです。ちょっと一、二点聞いてそれで終わ
ります。実は質問をすれば長くなるわけですが、
今はいまいうように、指定するに、制定してから四
十九水域……、水質基準の設定と指定水域の指定
まで最低で三年かかっているわけです。ずいぶん
これは指定するということは非常に困難なことと
いです。従来の例から国でやつてさえ。それま
で今度は地方にやらせていくのだから、よほどや
ぱり財政的な面をめんどう見てやるといふような
こと、その他のことかなきやできぬと思うので、そ
ういう用意もなしにおまえらやれ、おれたちは
制定されたのは十三年かかつて四十九水域しか
きないのに、おまえらやれといふのはどうも法律
的にどうかと思う点があるんですね。それからも
う一つは、これは非常に重要なとこなんですかね
ども、水質汚濁防止法案と大気汚染防止法案の邊
いというのが相当出ているのが、施設の集合地域
の規制というものが大気汚染防止法案にある。
ところが水質汚濁の防止法案の中には緊急とい
て非常に水が、一時水量が不足をしてくるとか
とかという緊急時の措置というのは「異常な渇水
その他これに準ずる事由により」と書いてある。
別に、指定基準を守っていても公害は起るわけ
でしょう。特定水域が排水基準を守つても、たく
さんあると結局非常に水質が汚濁されてくるわけ
です。したがって、集中的な処理の対策とい
は、水質汚濁法の中にも入れておくべき筋合いの
ものじゃないかといふことが一つ、この一つの
点。建設省のほうにあわせてお尋ねしたいのは、
いま言つたようなことが、下水道のほうなんか
やはりそういう排水基準を守つていれば公害は起
こらないのじゃなくて、排水基準を守つても公害
が出てくるわけです、集中されることによつて。
したがつて、ここにあるこういうふうな下水道に
は、建設省令で定めるつまり量と質を継続的に
下水を排除して公共下水を使うという、こういう

ようなものについては「公共下水道管理者に届け出なければならない。」ということが出ているけれども、これでは十分な措置ができないのじゃなかろうか。よく一般でももう衆議院でも話が出していると思うのだが、許可制というものも考えていいから、これでは十分な措置ができないのじゃなかろうか。非常に考えられる。特に水質汚濁法でいえば六十日以内で自動的にこれが届け出ですぐそれが発効すると思うのだが、許可制というものも考えていいから、これでは十分な措置ができないのじゃなかろうか。ふうに考えられる。特に水質汚濁法でいえば六十日以内で自動的にこれが届け出ですぐそれが発効するのです。六十日以内にこれを調べるだけの能力がはたしてあるだろうかどうかということも問題である。そういう両者をかね合わせてみて、やはり継続して政令で定める量または水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、建設省令で定めるところにより、あらかじめ届け出をして許可を受けなければできないというふうにできないものかと思うが、建設者ははどういうふうに考えるか。もう一点、今度の公害防止事業費負担事業者負担法案によると、「下水道その他の施設で特定の事業者の事業活動に主として利用される政令で定めるものの設置の事業」に対して事業費負担金をかけるという、しかもそれは量と質によって料金を。そういうことをやわれるところ書いてあるけれども、聞くところによると、これは流域下水道だけだという話のようだ。これできめるのはわかりますが、公害防止事業費負担法案による、要するに二条四号に基づいて「下水道その他」の施設で特定の事業者の事業活動に主として利用される政令で定めるものの設置についてでは考えられているものは流域下水道だけだ、こう言つているけれども、それでいいかどうか、公共下水道にも……、公共下水道というのはどんどんそれが廃棄がされてくる、公共下水道はこれは公共用水域じゃないから自分でどんどん排出して基準なんかに制限されない、それで出てきた水は終末処理され非常に高度な終末処理をしなければならない。流域下水もそちら公共下水もそうだ、その公共下水をするために受益者負担を取つているんでしょう、何で事業者に対してそれを負担をさせないのか、流域下水道については負担をさせるとい

うように私は聞いておるけれども、公共下水については、これは負担公共下水については負担をさせないんだという話を聞いてるんだが、それは間違いじゃないかと思うんです。当然公共下水道に対してもそれは事業負担金を取るのはあたりまえのことだと思うけれども、これについて一体どういうふうに考えているのか、これをひとつ要約して両者からお話を聞かしていただいて、納得のいく答弁があればそれで終わります。

○政府委員(宮崎仁君) 二点ほど御質問がございました点についてお答えいたします。従来水質保全法によります水質指定が非常に時間がかかるということ、これは予算的な制約等もあつたようございますが、世の中の公害に対する認識も低かったたという面も一部には否定できないと思います。そういうことで原則二年ぐらいかかるつております。最近ではこれを早めまして一年でやれるようになつてきています。今後はこれを都道府県のいわゆる上乗せということが行なわれることになるわけでござりますが、これは各府県において必要と思われるところについて急速に定をいたしております。そこで先ほど百七十五水域とかあるいは二百というお話が出ましたが、今年度中にやりたいと思っておりますが、ラス三十、「水域は重複がござりますので、七十八歳ども、来年度以降の分は日下都道府県が今度は主体性を持ちますから、どの程度のことになるか、一応それは想定の数字にすぎないわけでござりますが、これは大体きまっておりますけれども、来年度以降の分は日下都道府県が行なうことになりますので、これに対して補助金を交付したいということで四十六年度の予算要求といたしまして一億一千五百万円ほどを要求いたしております。こういう形で来年度都道府県から出でてくるであらう指定のための調査に対して補助をしてまいりたいと思っております。それから第二点の水質汚濁防止法と大気汚染防

止法との関係で御質問がございましたが、ちょっとあるいは御質問の意味を取り違えているかもしれません、集合的に発生施設の設置の義務に對してもそれは事業負担金を取るのはあたります。この三条の規定は落ちたわけでござります。今後は全国的に問題のところを取り上げておきますところの指定水域とちょうど見合つうな規定でございまして、今回は一律基準をきめますので、この三条の規定は落ちたわけでございません。御指摘のそういう工場・事業場における汚濁防止法第三条の規定であろうかと思います。それでありますれば、これはいわゆる水質保全法におきますところの指定水域とちょうど見合つうな規定でございまして、今回は一律基準をきめます。今後は全国的に問題のところを取り上げておきますところの指定水域とちょうど見合つうな規定でございまして、この三条の規定は落ちたわけでございません。御指摘のそういう工場・事業場における汚濁防止法第三条の規定であります。それと申しますと、そのうちで特別に汚染のひどいよなところできびしい基準をきめなければならぬというところが、都道府県が条例で上乗せをする、こういうことになるわけでございます。いざれにしましてもこういった形で全水域を問題にいたしますし、そのうちで特別に汚染のひどいよなところできびしい基準をきめなければならぬことについて許可制にしたらどうかといふことにつきましては、衆議院の段階におきましては、そういうふうな御議論がございました。私も下水道法の現在の体系からいきまして、いま直ちにこれを許可制にするということはいろいろ問題がある、法体系上問題があるというようなことから、届け出制によりまして十分御指摘の点は担保してまいりたいというふうなことでお願いをしてまいりました。しかしながら衆議院段階でもそのような附帯決議もいたしましたが、これが新しく入れた規定でございまして、異常な渦水とか台風とかいうような現象によりまして、基準を守つておつても汚濁が著しくなる、こういうときに都道府県知事が企業等に対して排出水の減少等を勧告できるという規定を新しく設けたわけでございます。もつともこれは衆議院において修正されまして勧告が命令と変わつておりますが、そういう形で今後運営してまいりたいと思っております。

○政府委員(吉兼三郎君) 水質な下水を公共下水道等に排出いたしますところの工場・事業場に対する管理、監督の問題につきましてございましますが、私どもの今回の改正のねらいの大きな眼目の一つに実はなつておるわけでござります。こういう工場事業場に対しましては、下水道管理者に対しましてまず政令で定めます基準以上のものを排出いたしましたものにつきましては届け出制をとつております。それから水質等の記録の保持の義務も課しております。また管理者が適時立ち入りまして検査する、あるいは報告を聽取るというふうなことをいたすことになつております。で、こう

いう特殊な工場・事業場の悪質下水の排出につきましては、現行の下水道法におきましても一定の水質までカットするような除外施設の設置の義務を課しております。要はこの除外施設が適切に設置されているかどうか。しかもそれが適切に常に管理運営されておるということが一番大事な問題かと存じます。御指摘のそういう工場・事業場につきましては、この産業廃棄物処理施設などはまさに費用負担になじむものでございます。利用者が不特定でございますから、これは利用料金という形で回収していくという形をとらざるを得ない。そこで費用負担法の体系から除外してございます。そこで先ほどお話をございました一般的の公共下水道でございますが、これにつきましてはもちろん産業用排水もそこで処理されるわけでございます。しかし全体のウェートから申しますと、おそらく全汚水量の中の一割くらいのものになりますのではないかというふうに思うわけでございます。そこで費用負担法の関係につきましては、公害対策本部からお答え申し上げます。

○説明員(植松守雄君) ただいまお尋ねの費用負担法の一条二項四号の政令で定める下水道の内規でござります。これにつきましては、流域下水道とおっしゃいましたけれども、流域下水道ではございません。いわゆる特別都市下水道を考えておるわけでござります。したがいまして政令ではどういう形になりますかまだ具体的には建設省と協議しなければならないのでありますけれども、たとえば特別の事業者の排水量がその下水道施設で処理される全排水量の三分の二以上を占める場合というような形で押えたいと考えております。

そこでこの際費用負担法の考え方をちょっと説明をしたほうがいいかと思うのでございますけれども、広い意味での事業者の費用負担を求める方法に二色ございまして、一つは現在の費用負担法に書いてあるように、建設費の全部または一部を負

下水なり流域下水の負担になつてゐるわけなんですか。大臣、前から受益者負担の問題は私は関連して言つたのですが、一般の人でさえも、そんなにひどい特別な汚水でないものを流してさえも、受益者負担を取つた上にまた料金も取る。いまのお話でしたら、料金を取るからいいんですよと、そんなんばかりかなことはないでしょう。間違つたんでしょうか、答弁を。

○説明員(植松守雄君) いまの私の説明があるいはことば足らずであつたかもしれませんけれども、いわゆる受益者負担金は、もちろん一般家庭用のみならず工場用にも敷地面積で取るわけでございます。そのほかに特に下水道法で今度明確になつておりますように、濃度の高い悪質の下水を排出するところの産業については、水質使用料という特別のサービス料といいますか割り増し料金を取る、一般家庭よりも特別に高い割り増し料金を取るという形でございます。したがいまして、その点について特別に一般家庭よりも産業のほうが優遇されているということは全然ございません。

それから、先ほどの特別都市下水の問題でございますが、これは俗に特別都市下水といつておりますので、私もそう申し上げたわけでございまして、今度は特別公共下水道というような名前で呼べることになるのではないかと思うのでございませんけれども、もちろんそれは終末処理場を設ける場合の話でございまして、たとえば田子の浦の岳南排水路は、これは現在特別都市下水道といつて、今度は特別公共下水道といふような名前で呼ばれることになるのではないかと思うのでございませんけれども、これは終末処理場を設けたまゝにここで考えておるということでございます。

○松永忠二君 ただ、いまの答弁で、いわゆる受益者負担として事業者に対しても受益者負担を取るんだと、こういう話ですが、これはもう少し実はあなたの言ったのはそれでいいといふわ

けじゃないのですよ。負担の取り方とかそういうことがあります。

これが問題なんです。今度は、公共下水なり流域下水は全然処理しないでさつきささ流すんですから、しかもこれは非常に高度な汚水を持つてゐるので、この前もちょっと米田委員からも話があつたように、非常に化学的な処理もむづかしくなつてくるわけです。その負担も全部終末処理の中に入つてくるわけです。だから、非常に私は、この際そういう点はやっぱりこうした企業の負担を明確にし、事業者の負担法などをつくつるよう機会に、十分な検討をしていくべき筋合のものだと思っているわけです。そういう意味で御質問したのですが、まあほかの質問者もありますし、この問題はまた機会を見てやることにして、その点の御質問だけでも満足していないということだけをつけ加えておきます。別に答弁をしていただ

くことは必要ありません。

○山田徹一君 前回の委員会で相当質問がありましたが、私は終末処理場、それから水洗化の義務づけについて、これを中心にして若干質問したいと思います。

初めに公共下水道の認可都市は現在二百五十五と聞いておりますけれども、実施中の都市と休止中の都市とに分けていわゆる終末処理場の運転状況を説明していただきたいと思います。建設省から

○政府委員(吉兼三郎君) 公共下水道の認可都市数は四十四年度末におきまして御指摘のとおり二百五十五都市でございます。これのうち、終末処理場が現実に運転をいたしておりますところの都巿数は百三十一でございます。

○山田徹一君 私のいただいておる資料では四十五年三月末現在によりますと実施中の都市が二百二十一になつておりますけれども、それは蓮うの市ですか。百三十一と二百二十一、えらく聞いてい

○山田徹一君 一百五十五はいまさつき私が言ったのですよ。

○政府委員(吉兼三郎君) そのうち終末処理場がつまり四十四年度末におきまして運転いたしてありますところの都市数は百三十一と申し上げたのです。

○山田徹一君 認可都市は二百五十五であつて、それから終末処理場が設置されて運転している都市が百三十一と、公共下水道の認可されているところで休止中のものはどうなんですか。

○政府委員(吉兼三郎君) ちょっと休止といふことはないかがかかると思いますが、要するに完了いたしましたので、私は終末処理場として認可した理由の設置がなくとも公共下水道として認可した理由はどういうところですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 確かに御指摘のとおり、現在の下水道法におきましては公共下水道は必ずしも終末処理場を設けなければならぬといふふうにはなつております。現行法の運用は政令におきまして二十ヘクタール以上の排水面積を持つもの、あるいは終末処理場を持つてゐるものというようなことの立て方にいたして今日にまつて、過去の下水道法施行以来、日本の都市化の進展等からいきまして、当面下水道の主たる目的は当該都市の都市地域におきますところの生活環境なり公衆衛生の関係からこの地域内の下水を完備いたしまして、排水をよくするということが主たる目的でもつて今日にまつたわけでございます。したがつて下水道法の立て方もそういうふうに必ずしも終末処理場を有しなくてもよろしいといふふうなことになつておつたわけであります。

○政府委員(吉兼三郎君) 私はいま申し上げましたのは四十四年度末の公共下水道事業の認可都市の数が二百二十五と申し上げたのです。

○山田徹一君 私のいただいておる資料では四十五年三月末現在によりますと実施中の都市が二百二十一になつておりますけれども、それは蓮うの市ですか。百三十一と二百二十一、えらく聞いてい

ければならないというふうに改正をいたしたわけあります。

○山田徹一君 そこで終末処理場のない公共下水道について現在は公害問題も相当騒がれておりまして、どんな基準でもつて、排水の基準ですね。そうして河川等に放流しているのか。終末処理場のない公共下水道等については、現在いかなる排水基準をもつて河川に放流しているか。

○政府委員(吉兼三郎君) 終末処理場のない所の公共下水道におきましては、下水道法によりまして、施行令六条で、放流水の水質の技術上の基準Dで申し上げますと、百五十PPM以下である、こういうことになる、そういう基準になつております。

○山田徹一君 この施行令の六条ですね。「その他の場合」に入るわけですね。

○政府委員(吉兼三郎君) はい。

○山田徹一君 そうしますと、特にこの施行令では現在そなつておりますが、今日の状況において金属等に対する有毒物質については排出検査はやつっているかどうか、これをお尋ねします。

○政府委員(吉兼三郎君) 重金属類につきましては、御指摘のように下水道法上にそういう手当が不備でございまして、先般十月十四日に下水道法の施行令を改正いたしまして、そういう重金属類等、重金属物質につきましては、それを排出いたしまして、工場、事業場におきまして除害施設等を設けたため設けたわけでございます。したがいまして、この基準に従いまして下水道管理者はこれを管理監督していくといふふうなたでまえをとつております。

○山田徹一君 下水道法施行令の第十二条第一項で、ここに「公共下水道の処理施設で処理されたものについては少くとも毎月二回、その他のものについては少くとも毎年二月、五月、八月及び十月中旬に各一回、第六条の技術上の基準により行うものとする。」さらに二項に「前項のほか、放流

水の水質が著しく悪化していると疑われる事があるときは、必要な水質検査を行うものとする。このようにあります。この終末処理施設がある以上、終末処理のある所あるいはそれがなくても週に一回ないし二回程度の検査を行なうべきいやなかろうか、このようにも思はなければなりません。用心あれば憂いなし、そういうことも言われます。そういう点のお考えはどうですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 御指摘の十二条の放流水の水質検査については、施行令でもって規定されているわけでございます。これはこの規定どおり励行されているものと私どもは伺つております。それからなお二項の関係につきましては、御指摘のように現在は一週間に一回は必ず先ほど申ししたような水質検査を行なつておる状況でございます。

○山田徹一君 そこで、その水質検査というのはいまどこで行なつておるんですか、検査所は。

○政府委員(吉兼三郎君) これは各下水道の管理者が処理場で実施をいたしております。

○山田徹一君 そこで通産省にお伺いしますが、一般の工場排水等の検査機関は現在どうなつてますか。

○説明員(根岸正男君) 「きかん」と申しますのは、その時間の関係でございますか。それとも場所でござりますか。

○山田徹一君 場所と両方。

○説明員(根岸正男君) 場所につきましては、御承知のとおり、工場排水につきましては都道府県知事に権限が委任されておりますので、各都道府県の衛生研究所あるいは工業試験所というようなところで実施をいたしております。それから期間につきましては、それぞれ都道府県で自主的にきめましてやつておるようでございまして、さだかなどころは私どもは承知しておりません。

○山田徹一君 こういう時期になりまして、一般的工場等が排水に対する十分な設備を持つておりませんので相当困つておる。やはり公共施設を利

用していま検査を依頼しているわけですか
も、お願ひして一月、二月もかかるないとその結果が出てこない。それでは何のために検査をお願いしたのやわからぬ、こういう状況にあるところがたくさんあります。これに対しても水質試験所をもつと拡大するか、こういう点についてはお考えはいかがでしょうか。

○説明員(根岸正男君) 御指摘のとおりでございまして、特に都道府県に対しましては、そういう設備の拡充等につきまして、その工場排水の分析等の施設についての補助をやってまいりたいといふうに考えております。それから、そのほかにもそういう中立的な機関で外部からの委託を受けまして分析が迅速にできるように、そういう機関につきましても能力の拡充ということについて助成をしてまいりたいというふうに考えております。

○山田徹一君 附則の第二条によつて、終末処理場を有しない公共下水道が三年以内に終末処理場を設けるように要求しておりますけれども、はたまたよう二百五十五都市でございますが、このうち、附則第二条の適用を受けることとなります都市は四十二都市でございます。これらの四十二都市につきましては三年以内に終末処理場を設置することになるわけでございますので、私どもは第三次の下水道整備五年計画の中で十分これに対処してまいりたいと考えております。

○山田徹一君 じゃ、できるんですね。

○政府委員(吉兼三郎君) はい、できます。

○山田徹一君 そこで、この終末処理場に対しても、その設置について特に周辺住民の方々の反対が強い、こう聞いておりますが、そのおもなる理由をひとつお聞きしたいと思います。

○政府委員(吉兼三郎君) この終末処理場の設置についての地元の反対といいますものは、主とし

て屎尿処理の行き詰まり等からいたしましたが、從来から屎尿処理施設を終末処理場の施設の一部を使って利用しているというふうな都市がかなりあります。その場合に、当然なまの屎尿を運搬してそこに投入するわけでございますから、かなり臭気等が発生いたしますために、地元の隣接の地域住民がこれに対して反対をするといふふうなものが主たる理由かと私ども伺つております。

○山田徹一君 それに対する適切な処置といいますか、この東京都におきましては落合に行つてみますと非常にりっぱなものができておりますし、そういうふうな感じを受けないわけなんですが、こういうものをどんどん設置するとなれば、住民も喜んで提供するのではないか、こう思ひのますが、どうですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 終末処理場につきましては、御指摘のような点はそう大きな問題になつてないと思います。ことに最近の御指摘の落合の処理場のようなものにつきましては、かなり高級処理がなされていますし、臭気対策も十分配慮されているものでございます。しかしながら、当面屎尿処理との関係、厚生省のそういう清掃施設との関係等もございまして、これについては今後私どもは最も配慮していくなければならぬ問題だと思います。したがいまして、そういう屎尿処理と共同して利用するというものにつきましては、できるだけその都市近郊を避けるということが私は都市事情からいきまして必要かと思います。それからもう一つは、そういう処理場の施設にいろいろ、たとえば匂いをいたしますとか、あるいはカバー、おおいをかけますとか、そういうふうな設計上の配慮もこれからしてまいらなければならないのではないかというふうに考えます。

○山田徹一君 次に、終末処理場の堆積物の処理について、今回衆議院で修正が行なわれて、有毒物質の拠散防止等の処理が要求されることになつておりますが、この堆積物は廃棄物処理法案によ

○説明員(柳孝悌君) 廃棄物の処理法につきましては、一応下水の汚泥等につきましては、その処理基準等の順守等の規制を受けることと考えておりましたが、このたびの下水道法の衆議院におきまして修正によりまして、その処理基準というふうなもののが定められることとなるわけでございました。その間の調整によつて処理をしてまいりたい、このように考えております。

○山田徹一君 それでは建設省におけるこの下水道法の処理基準はどういうことになる予定ですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 処理汚泥の中のこういいう有毒物質につきましては、政令でもつてその処理基準を定められることになつたわけでございますが、その政令内容につきましては、今後検討をしなければならない問題だと思いますが、当面私どもはできるだけその有毒物質を含みました処理汚泥につきましては、検出方法の基準でございますとか、それからそういうものが検出されました場合の取り扱い、主として焼却処分を行なわせるというふうなことが中心のような、そういう処理基準というものを政令で考えております。

○山田徹一君 建設省のほうで考えられるこの外部へ廃棄されていくところの処理基準ですね、これと厚生省が考えるところの処理基準が開いておつたり違っていたのではこれは意味がない、こう思うわけです。で、厚生省にお尋ねしますけれども、この産業廃棄物の処分について政令で定める基準とはどういうものか、ひとつ詳しく説明をお願いしたい。

○説明員(柳孝悌君) 廃棄物の処理につきましては、最終的な処分はこれは埋め立て処分それから海洋処分というふうな二つの方法に分かれると思いますが、その場合において当然生活環境の汚染を生じないことが、これは原則でございます。したがいまして、その基準におきましては、無害化あるいは安全化というふうなものが一つの原則になつて行なわれることになるらかと思います。で、埋め立て処分が可能なものにつきまして

は、もう可能な限り埋め立て処分という方法で海洋処理をする。それから海洋処分につきましては海運に還元処分いたしましたとしても、これが海洋汚染につながらないというふうなものに限つて海洋処分をするというふうなことでござります。それからその前段階として、どういうふうに前処理をしたらいいかということが、この基準のおもなものです。

○山田衛一君 埋め立て可能なものとしても、そのときは可能な、毒物ではない、こういう形で、あつたとしても、将来汚水等によって地下水が汚染されるというようなことも考えられるというふうなものについての処理法ですね。政令における基準あるいはそれをどう処理していくのか、それは厚生省ではお考えですか。

○説明員(柳澤悌君) もちろんそのような方法で処理基準を考えたい、こういうふうに思つております。

○山田徹一君 そこでさらに厚生省にお尋ねしますが、この廃棄物処理法案の施行が制定後九ヵ月をこえない範囲で政令を定めると、こうなつておられますけれども、現在でも除害施設に堆積するところのスラッジ、これらの処理については、特に中小企業あるいは零細企業においては非常に苦慮しておるわけです。このための暫定的措置を考えなくてはならない。どうしてもやらなければならぬと思うのです。九ヵ月もほうつておくわけにはいかない。またしたがつてその処理を地方公共団体に義務づけるべきであると私は思う。こういう点について厚生省、どうでしよう。さらにこの点について公害対策本部はどうお考えでしようか。

○説明員(柳孝悌君) お尋ねの法律施行までの間題でござりますが、現行の実は清掃法におきましても、これは第八条におきまして、市町村長が特定の汚物を排出する事業者に対して、その適正な処理処分というふうなものについて命ずることができるという規定がござります。で、現行の規定では、あくまでもこれは「できる」という規定で

ございまして、その前段階第六条に、市町村は土地、建物の管理者によつて集められたそいう汚物について処理処分しなければならないといふ。実は規定があるわけでござります。そのような規定がござりますので、やはり適切なそいうことができる場合については、ある程度市町村の補完的な作用というふうなものを現行法ではやはり期待しておるわけでござります。そういうふうなことから、われわれのほうといたしましても、それまでの間、自治体等におきまして適切なやはり埋め立て場所のあつせんとか、そういうことについても可能な限りやはりするような形で指導をしてまいりたい。このよう考へております。

○政府委員(西川審君) いまのお尋ねは、厚生省が答弁いたしましたように、われわれとしましても、新しい法律の施行は、なるほど九ヵ月後でござりますけれども、しかし現行の清掃法がござりますから、それぞれの自治体はやはり清掃法に基づいて、そのスラッジの処理ということをやらなければならぬわけでございますから、その辺、当然当局としての厚生省が、自治体と協議をしながら、その技術的な指導をしながらやつていかなきやならないだらうというような考え方でござります。

○山田徹一君 現行法においても、それが地方公共団体で責任をもつて一定の場所へでも保管不安なものについては移管をするといふような处置をするようなことができるし、そのような指導をするという話でけれども、どこがやつて いますか、現在のところ。

○説明員(榎孝悌君) 主として各都市の清掃当局がその点の御相談に乗つておるというのが実情でござります。

○山田徹一君 どこの都市でそれが行なわれてゐるか、それをお尋ねしたいと思います。

○説明員(榎孝悌君) 個々の都市の実は名前を申し上げることは、なかなかちよつといまあれでござりますけれども、たとえば東京都においても埋め立て地への搬入というふうなことについていろいろ指導しておりますし、それから大阪等につい

○山田徹一君 それは公共団体がこういう時期に際しての、中小企業、零細企業等に対する一つの保護の一端としても積極的にそれを取り上げて、そうして確実な処理をしていただくと、このようにしなきゃならぬと思うんです。現実にはあなたはそうおっしゃいましたけれども、はつきりとした明示したものでもってやられている都市は皆無にひとしいです、私の知っている限りでは。そこで、こういう点について強く各地方公共団体に対して指導をお願いして、十分に援助してもらいたいと思うわけです。

そこで、建設大臣にお伺いしますが、管理者たるこの地方公共団体が、その処理の責任を負うことになると思いますけれども、この終末処理場の堆積物と、さらに企業みずから設置した除害施設等から出てくるところの廃棄物、これらをあわせて処理するところの公社等を検討すべきであると考えるけれども、大臣の所信をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) 衆議院段階においても同じような御意見がございました。ところで、このいわゆる政府で行なうところの公社、これがはたしてなしむかどうか非常に問題だと思います。これはみんな地方自治体が主としてやることでございまして、しかもその廃棄物もそれぞれの産業立地で相当変わってきております。そういうことでこの問題は前向きに研究いたしたいと思います。厚生省とも連携し、各知事会の諸君とも話し合いの上、私は、自治体で都道府県単位でこれをやつたほうがむしろ実情に合うのではないか、こう思います。國で一つのたとえば住宅公団とかそういうようなものをつくるような形で公害処理廃棄物公団というようなものをつくることは、どうもかえって機能的にどうかと思いますが、前向きでこれは検討いたしたいと存じます。

○山田徹一君 あわせて、厚生省の所見はいかがでしょう。

○説明員(鶴見悌君)お答えいたします。たゞいまの御意見でござりますが、今回の廃棄物関係のこの法律におきましても、いま建設大臣からお話をございましたように、これらの処理計画そのものが都道府県知事によつて策定されるという形で考えておりまして、これの実施につきましても、一部広域的に処理することが適当なものにつきましては、都道府県がその事務として行なうことができるというふうな規定を設けたわけでござります。しかしその実施にあたりましては、いまお話をございましたような地方公社的な方式といふようなものについても、すでに各都道府県等におきましても、そういう計画のもとにいろいろ作業が進んでいるところもございます。将来できるだけすみやかにそういう方式について実現するような方向でわれわれとしては検討したい、このように思つております。

○山田徹一君 次は、水洗便所への改造の義務づけの問題についてお尋ねいたします。

下水道処理区域内の既存のくみ取り便所を、三年以内に水洗便所に改造するよう建築物占有者に義務づけているけれども、個人の施設を法律で強制的に改造させるということについて立法上問題があるのではないかと思います。処理区域内にくみ取り便所が設けられている場合におきましては、三年以内にこれを水洗便所にまず改造しなさい、こういう義務づけをいたしましたが、三年以内に改造いたしませんでも、さらに命令が出まして初めて罰則がかかるという強制の方法になつております。つまり段階をつけておるわけでございます。

この程度で水洗便所への改造を義務づけると、ことが、この具体的な処理区域ができました場合設備を必要とするといったような負担がいつま

有の事務のようにしておつたのです。そのために非常に立ちおくれておるし、それからこのままいけばどうてい發生源がどんどんふえるときに対応できない。そこで下水道の改正はまず第一に従来なかつた、制度上なかつた流域下水道を採用することによつて都道府県がむしろイニシアチブをとつてこの水質の汚濁、これに伴う環境の悪化、人間生活の非常な脅威、これを除くことが必要である。しかも日本は御承知のように地域的に産業の立地条件が非常に違います。それから水の利用方法、並びに水開発の状況も違つておる。こういう観点からいたしまして、非常に都道府県が自分たちに相当の権限を与えてほしいという動きが非常にありますので、これは決して国が責任転嫁ということではなく、地方自治体の実際の状況と地方自治体の意欲にこれは主点を置いて改正をいたした、こうのことです。ただし、従来は都道府県のほうが一生懸命やろうとしても、御承知のように地方自治体のこれは起債でやる部面が非常に多いのですが、なかなかこれを認めてくれない、これに対する補助もまたなんどうを見てくれないということで、非常に困つておつたようではありますので、これに対応するためには、現在第二次下水道整備計画に出でおりますけれども、これをただ伸ばしただけではとうてい受け切れないということ、われわれのほうといたしましては幾たびも申し上げましたように、経済企画庁の中期計画を上回った計画を国が策定し、そうして先日来非常に問題になつておつた國、公共団体、しかもそれは都道府県と市町村、この分担の問題、それから受益者の負担の問題等、こうしたものをお令できめるべきものをおきめてないのだからこれもいかぬ、この際に政令もはつきりしてまづ下水道を体系的に整備する。それから六十年までの長期見通しの上の第一歩を第三次下水道計画で進めたい、かように考えて建設省の四十六年度以降の政策目標としても、これは超重点的に取り上げたといふ次第でござります。

○高山恒雄君 ソうしますると、基本的な考え方にはわかりましたが、大体この流域下水道というようなものに強くウエートを置くというお考えですか? ところの今後起工しようというけれども、むろん御承知のように二府県にまたがる場合もございましょう、そういう地域もございましょう。また単独の場合もあるでしょうが、これは地方自治体には政府としては二分の一の補助を出してやるだけなのか、政府としてはどこまでのこれに対する指導と管理をやつしていくのか、こういう点はどうお考えでございますか?

○國務大臣(根本龍太郎君) 先般も申し上げましたように、実はこの流域下水道にしろ計画を策定する場合の人的要素が非常に貧弱です、はつきり申しまして。したがいまして、都道府県はやりたければ、東海道沿線から中国沿線に至るベルト地帯の人口は将来十年先どうなるのか、二十年先はどうなるのか、したがつてどういう施設が必要なの申しまして。したがいまして、都道府県はやつたけれども立案の過程においてもなかなか困難なようない点があるようあります。そこで、これに於ては、権限は都道府県にみなまかしておりますが、このうち恒久的な施設をつくるということには、私はむだがたくさん出でてくるのではないかという危険性を感じるわけです。そういう点を考えてみると、政府の今日の二分の一の補助金で人的協力をしたいとか、あるいは助言をしたいとかいうことは、私はまだ厚生省とも関係がありますが、これが援助もしていきたい。したがつて、財政上は、この下水道というものの恒久性というものが私は完全になるとは思つてないのですが、その点は大臣どうお考えになりますか?

○國務大臣(根本龍太郎君) 高山さんの言われることは、私も実は胸にひしひしと響いているところでございます。けれども、御承知のようにこの下水道を本格的にやるとすれば、しかもこれが公共事業的にやることですから、膨大な資金が実は要るのです。ところが一方、それが必要だということを言つていながら、しかしそのためには財政負担、いわゆる税金を出してもらといふことには示したということでは、これはなかなかむずかしいと思つております。したがいまして、一応の五ヵ年計画はつくつても、これを実現する過程にければ、ただ権限は委譲したのだ、それから基準は示したということでは、これはなかなかむずかしいと思つております。したがいまして、一応の五ヵ年計画はつくつても、これを実現する過程においてはいろいろと創意工夫をこらして真剣に思つております。したがいまして、一応の五ヵ年計画はつくつても、これを実現する過程にかかるこれもいかぬ、この際に政令もはつきりしてまづ下水道を体系的に整備する。それから六十年までの長期見通しの上の第一歩を第三次下水道計画で進めたい、かように考えて建設省の四十六年度以降の政策目標としても、これは超重点的に取り上げたといふ次第でござります。

○高山恒雄君 結局この問題は、御承知のようにもう言うまでもないと思いますが、公共的なもの成が困難じゃないかと思つておる次第でござります。

○高山恒雄君 質問されました、いろいろな法律を私はこう見てもらいまして、法律的に追及するわけじやございませんけれども、私もそうたんのうじやございませんが、しかしこれだけ公害がやかましく

ですね。したがつて公共的なものを、いま力はかすとおっしゃつておりますけれども、もつと国自体がそういう日本の全体をながめてみて、速急にが、これらの今後起工しようというけれども、むろん御承知のように二府県にまたがる場合もございましょう、そういう地域もございましょう。また単独の場合もあるでしょうが、これは地方自治体には政府としては二分の一の補助を出してやるだけなのか、政府としてはどこまでのこれに対する指導と管理をやつしていくのか、こういう点はどうお考えでございますか?

○國務大臣(根本龍太郎君) 先般も申し上げましたように、実はこの流域下水道にしろ計画を策定する場合の人的要素が非常に貧弱です、はつきり申しまして。したがいまして、都道府県はやつたけれども立案の過程においてもなかなか困難なようない点があるようあります。そこで、これに於ては、権限は都道府県にみなまかしておりますが、このうち恒久的な施設をつくるということには、私はまだ厚生省とも関係がありますが、これが援助もしていきたい。したがつて、財政上は、この下水道というものの恒久性というものが私は完全になるとは思つてないのですが、その点は大臣どうお考えになりますか?

○國務大臣(根本龍太郎君) 高山さんの言われることは、私も実は胸にひしひしと響いているところでございます。けれども、御承知のようにこの下水道を本格的にやるとすれば、しかもこれが公共事業的にやることですから、膨大な資金が実は要るのです。ところが一方、それが必要だということを言つていながら、しかしそのためには財政負担、いわゆる税金を出してもらといふことには示したということでは、これはなかなかむずかしいと思つております。したがいまして、一応の五ヵ年計画はつくつても、これを実現する過程にければ、ただ権限は委譲したのだ、それから基準は示したということでは、これはなかなかむずかしいと思つております。したがいまして、一応の五ヵ年計画はつくつても、これを実現する過程においてはいろいろと創意工夫をこらして真剣に思つております。したがいまして、一応の五ヵ年計画はつくつても、これを実現する過程にかかるこれもいかぬ、この際に政令もはつきりしてまづ下水道を体系的に整備する。それから六十年までの長期見通しの上の第一歩を第三次下水道計画で進めたい、かのように考えて建設省の四十六年度以降の政策目標としても、これは超重点的に取り上げたといふ次第でござります。

○高山恒雄君 結局この問題は、御承知のようにもう言うまでもないと思いますが、公共的なもの成が困難じゃないかと思つておる次第でござります。

○高山恒雄君 質問されました、いろいろな法律を私はこう見てもらいまして、法律的に追及するわけじやございませんけれども、私もそうたんのうじやございませんが、しかしこれだけ公害がやかましく

なってきて、一体この十四の法律で、その主体性をなすものは私は下水だと思うのです。依然として下水が基本を変えないで、一体これ実際でできるかできないかは松永さん追及したと思うのです。私もそう思っているのですよ、しかも二分の一の補助金で実際できるのか、こういう点をわれわれは心配するわけです。

具体的に聞きます、これは大臣でなくともけつこうです。ここに一つの処理の試案を出しておられます、今後の終末処理場の。これはどうですか、日本の技術としては国際的に見ても優秀なんですかどうですか、それ聞かして下さい。

○政府委員(吉兼三郎君) 下水道課長からお答えいたします。

○説明員(久保赳君) 処理の技術といたしましては、非常に高度の処理をするという分野につきましては、諸外国でもいま検討がなされている最中であり、わが国でもこれをこれから始めようという段階であります、それ以外の通常程度のいわゆる二次処理といわれておる、いま先生御指摘のこの資料の中にございますのは、世界中でも行なわれている方法であり、わが国でもその水準に十分達しておりますので、世界の水準程度といつてもらいかと思います。

○高山恒雄君 二次処理の問題についてはおっしゃるとおりだと私も思うのですが、もう一つ、この下水のいま国際的に困っている問題は洗剤、廃液、いろいろな問題があるのですね。これらの問題が一番完全に処理されておる国はどこですか、調査されたことがありますか。

○説明員(久保赳君) 水の高度処理につきましては、比較的進んでいる国は英國並びにごく最近はアメリカであります。それからドイツにおきましても従来ライン河あるいはルール河地方を中心といたしまして、同程度の処理技術を持っておりまして、かなりこれも進んでおる状況でございま

面積ですね、これはどのくらいの面積を持つておられるのが一番大きいのですか。どこにあるのが一番大きいのですか。坪数あるいは平方メートルでもいい、どこに一番大きいがあるのですか、日本では。

○説明員(久保赳君) 現在稼働をいたしております処理場で一番大きいのは東京都の処理場でござりますが、今後計画されていくものの中では、流域下水道の処理場がそれよりもっと大きいといふのも計画されておるわけでございます。

○高山恒雄君 具体的に坪数わかりませんか。今度つくらうというやつと、現在既存のやつとの坪数わかりませんか。

○説明員(久保赳君) いま直ちに坪数何坪という資料はございませんが、それは調べればすぐわかるところでございますので、あとで資料を提供いたしたいと思います。

○高山恒雄君 大臣、終末処理場ですがね、これでもなかなか私はむずかしい問題だと思うのですが、何がむずかしいかといいますと、やっぱり地域環境の問題が地域住民としては起こるわけですね。やりたまでもやれないという地域が現実にあると思うのです。また、われわれ地域住民の立場から考えてみても、この処理場のいかんによつては、非常な迷惑をこうむるわけですね。したがつて、反対も出るのは当然だと思っておりますが、したがつて、その地域を選定するには、かなり環境を害しない、むしろ環境を、周囲をよくする、そういう広大な地域がどうしても必要だとうございます。そういう面における終末処理場をつくるとしますと、これは何としても今日の、地方自治体にまかせて、その二分の一を国庫補助で指導をしただけでは私は完全なものではない、こ

ういう考え方を持つわけですが、少なくとも処理場だけでも政府が責任を持つて、国際的な水準の処理場を将来のためにつくる、こういう考え方を持つべきじゃないか。なるほど流域下水道の完成は非常に、先ほどお考えをお聞きしましたけれども、それと同じように考えないで、終末処理場だります設備で一体環境地域ですね、その処理場の

けでも政府が責任を持つて、やっぱり国際水準に劣らない永久的なものとして、しかも増加するであろう人口を対象に考えてやるべきではないかと、私はこういう意見を持つのですが、大臣、この点はどうお考えになりますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 高山さんの発想には私も同感です。しかし、現実にしかば今度の新五年計画で、終末処理については政府の負担において実行するということまでは、いまなかなか困難です。したがいまして、今後これはこの新五カ年計画を実施の過程で、いろいろとこれは矛盾あるいは改善すべき点があると思いますから、そ中の一環として検討し——私は端的に申しますれば、公害に関する立法は、先般も申し上げましたように、非常にこれは早々の間につくったものであります。そこで閣議でもいろいろと実は議論しまして、こんなにあわててやって、あちこちに漏れるものがたくさんあつてもいいのかという議論も実はあつたのです。普通ですと、これだけの立法をするには三年以上かかります、従来の経験からすれば。しかしながら、それでは国会対策上の答弁に、論陣を張るために完璧を期するために、公害は三年ほつておいてもいいといふのはおかしいぢやないか、政治というものは常に現実の問題を、完全でなくとも前向きに取りしていくといふことが必要なんだ、だからやるべきだという主張がわれわれの主張で、総理もそのために決心をされ、それではひとつやろうといふたためにわづか三ヶ月ですよ。その間にいろいろの欠陥もあることとは、われわれ実は承知です。まして財政上の措置が、従来はいろいろ答弁はしておるものの、新全縦においても、あるいは新しい社会経済発展計画でも、公害がこれだけ深刻に広範に出るということは、実は一応は予測しても、これほど深刻に考えていない。したがつて、財政手当の総合的なワクの設定も、これはやつてみると非常に矛盾があると思います。しかしながら、あってこれをやらなければならぬのは、現在の国民の御意向であり、国会もこのままにしておれない。

○高山恒雄君 できぬということになると何もできぬということになるのですが、私も研究してもらいたい。と申しますのは、私は岐阜市に住んでおるので、大体当時十八万くらいの人口も今日四十万になっております。処理場が小さいのです。どうにもならぬのです。その岐阜市が日本で進んでおるので、六〇%以上下水道は完備して、水洗便所もある程度進んでおるところなんですが、それが二十年か三十年にして、受益者から金を取つてつくつて、またやり直して、また受益者から金を取るという、そんな政治がありますか、私はそれではいかぬと思うのです、政治は。現実の問題、先取りをするということは、先を見越してつくるということだと思います。私はそういう意味で大臣に、何とかして処理場だけは、二百万にならうとも三百萬市民にならうとも、もっと完備したものをつけるべきだという考え方を持つわけです。ちょうど私はフランスに参りまして見てまいりましたが、フランスの市民が、いまパリ都市部だけでこれが二百八十万ですよ、その処理場を見ましたが、日本の処理場も一つ三つ私も見ておきましたけれども、面積的に問題になりませんよ。フランスの処理場というのは公園です。そういう高金だけを出せば、地方自治体が建設して処理すべ

それならば政府も、ただ単に答弁の完全を期するために、立法体系の完璧を期するため時間を持ったべきじゃないか。なるほど流域下水道の完成は非常に、先ほどお考えをお聞きしましたけれども、それと同じように考えないで、終末処理場だいますけれども、面積的に問題になりませんよ。フランスの処理場というのは公園です。そういう高

き問題だという考え方自体に、私は大きな誤りがあるのではないか、基本的な考え方です。けれども、それも不可能だと大臣おっしゃるから、それならば処理場だけはせめて政府の大きな力によつて高度なもの、将来の人口の増加を見越してやれるもの、こういうものをつくっておくべきではないか、それは子供の時代、孫の時代まで使うことになります。そうでなければ、こういう公共施設に対する投資といふものは、全く十年ごと十五年ごとにやり直しをしなくちゃならぬというような考え方であれば、私は政治じゃないと思うんですね。それほどらなわ式だと思います。こういう施設にそんなに三十年の間に一回も改善しないきやいかぬというようなやり方をするのは、したがつて、やっぱりこの点は、私が申しますように、せめてこの下水道といふものは、いまこの際、大臣はどうにもならないとおっしゃるけれども、終末処理場だけは政府がモデル的なものを三つか四つつくつてみて、そうしてこれを各地域に方法もありましようから、十分いま検討すべきじゃないかという、私はそういう意見を持つわけです。その点どうですか。いまどうにもならぬといふ考え方は、将来禍根を残すということありますから、速急にやっぱり研究をしてやるという方針を立てていただくのが正しいのではないか。そうしますと、たとえば一ヵ所モデルができますから、地域住民も反対しますよ。これは私としても反対すると思いますね。けれども、高度なそういうもののをつくれば、地域住民だって、これならばたいへん問題はないじゃないかという考え方には変わつてくるのではないかと、こういうふうに思うんでですが。したがつて、研究を速急にやっていただきたい点はどうですかね。

○國務大臣(根本龍太郎君) 先ほど申し上げましたように、発想については私も同感を示しておりますけれども、現在の五カ年計画で、私が責任ある立場で、この五カ年計画でそれを組み入れるといふことについて、現段階では財政当局との間で意見が一致しない、だからこれは困難でございます。しかし検討は当然すべきだと思うんです。そのため、先ほど申し上げましたように、私はやはり財源の問題が一番大事なんだとさいますから、そのために下水道建設公債のようなものを制度的に考えていいじゃないか。この問題が取り上げられる段階になりますれば、それだけの財源措置が出来ますから、その使い方の第一歩として、私はいま御指摘のような問題を取り上げることは当然だと思っています。

それから先ほど言われましたように、この終末処理場の設置について、非常に今まで抵抗のあつたことは事実です。これは主として実はし尿

處理と大体同じところにやつておったために、し尿処理の環境の悪化に対する抵抗でございます。

で、これはどうも日本の国民は、自分は被害を受けてたくない、しかしながらし尿処理はどうしてもやれ、しかし、自分のところにつくっちゃいけない、みんなそういうことじやできないということ

が強く何回も主張されておりますが、今後そういうことを考えると思いますが、受益者負担ですね。これらの問題ももつと考へているのです。その点も前向きに研究してみたいと思っています。

○高山恒雄君 実際問題として、これも松永委員が強く何回も主張されておりますが、今後そういうことを考えると思いますが、受益者負担ですね。これらは確かに思ひます。むろん現在の政府の資金の面ではどうにもならぬと言つておりますけれども、大蔵大臣の答弁でしたか、今度の予算の主體は公書と物価だと言つておりますから、私は思ひ切つてやられるのじやないかと思うのです。そういう点は、どうして受益者負担といふもののもつと考えなかつたか。全くこれは地域の住民としてはだれが考へてみても矛盾しておると思いますね。

それから受益者負担について、先ほどもちょっとお話をいたしましたが、土地の面積に応じて受益者負担というのを考へておるが、地方の実

れども、田子の浦のヘドロとは違いますね。しかば私はお聞きしたいのですが、面積で、費用を徴収する場合におきましての考え方

は、御指摘のとおり、排水区というものをまずきめまして、排水区域内の土地の面積でございます。

○政府委員(吉兼三郎君) 受益者負担ということですね。しかば私はお聞きしたいのですが、面積で、費用を徴収する場合におきましての考え方

は、御指摘のとおり、排水区というものをまずきめまして、排水区域内の土地の面積でございます。

○高山恒雄君 土地の広さだけでなく質も問題ですね。しかば私はお聞きしたいのですが、面積で、費用を徴収する場合におきましての考え方

は、御指摘のとおり、排水区というものをまずきめまして、排水区域内の土地の面積でございます。

○政府委員(吉兼三郎君) 受益者負担ということですね。しかば私はお聞きしたいのですが、面積で、費用を徴収する場合におきましての考え方

は、御指摘のとおり、排水区というものをまずきめまして、排水区域内の土地の面積でございます。

あるわけでござりますから、そういう場合は、今回の改正でも水質使用料というようなものを新しく考えまして、量に加算しまして応分の負担をしていただくという考え方であります。しかしながら、使用料と負担金の関係につきましては、いろいろこれから、御指摘の点も含めまして検討すべき点が私はあらうかと思いますので、十分そういう点を研究しながら改善策を講じていきたいと思つております。

○高山恒雄君 いや、私は今度の法案で地方自治体にまかすという基本原則の上に立つてやつておられる中で、そういう矛盾点がたくさん出てくるわけだ。いま日本には一階建てのビルなんというのは建つていいのですよ。一階以上なんですよ、御承知のとおり。東京見たってそうじやありませんか、これからはみなそうなる。それを昔のままの基準で地方自治体がやつておるわけだ。だから、そういうところに矛盾がたくさん出てくる。新しい法律をつくつても、その矛盾点を是正しなければ、そんな負担を出すのならやめると、こう言う。地方自治体の市会議員なり県会議員に一べん聞いてごらんなさい。あなたのところで八千円取られるんだからこれでひとつ何とかこれを了承してくれ、と。そんな金のことは一銭もよう言わないですよ。何言っておる、そんなもの国でつくれ、と言うですよ。また、それは当然ですか……。したがつて、もうそういう矛盾点をやっぱりこの際是正するということにならなければ、私は下水幹線をつくる。そりして、それから後のあるいは公共下水道は全部地方自治体がやる、その補助率は四分の一だ——一体これでやれるか。これは松永さんがしつこく言われましたから、私も言いたくないけれども、私も同じ考え方です。やれるか、ということです。

そこで、大臣に私一つだけ、これは私の試案ですが、申し上げたいことは、絶対取つちやいけませんよ、こんなもの。私も反対ですね。けれども、それがどうしてもいかぬとおっしゃるなら、

電話のような公債を発行しませんか、設備公債を。いま日本人は、御承知のように、貯蓄精神が強いですから、せめて十年公債ぐらい、あるいは二十年の公債ぐらいにして、この利子は政府が持ち、そういう方法もありましょう。公債をどんどん買つてもらう。そういう何かやり方をしなければ、予算是わざかだし、大きなふろしきは広げたれ、実際にやれるのか、大臣と言つて大臣を責めてみたところでしようないですかね。そういうな説明をお聞きしても、ああ、これなら今度はできるなというなら質問せぬでもいいのですよ。けれども、あまりにもふろしきが広がつたのに、実際にやつてもらうという面についてはあまりにも陥路が多過ぎるじゃないか。しかも、一般地域住民に負担をかけてこれを処理しようという考え方方は、非常にこれは問題が多過ぎる。地方自治体はそんな余裕のある今日の現状ではない。しかも、また公害を除去しなくちやならない地域といふのは、急激に人口のふえたところですよ。私が先ほど申しますように、二十年、二十五年の間に倍になったとか、これは公害の対象になつてこれが必要としてやらなくちゃならぬ地域です。こういうことを想像いたしますと、何としてもこの受益者がその負担をしなくちやならぬということでは進まないんではないかという考え方を持つわけです。その点では大臣ももう何回も説明しておられますから、私はいまさら追及はしませんけれども、私は一つの考え方を申し上げてみたいと思うのですが、大体もう御承知のように、先ほども申しましたように、政府はですね、これ大臣もお考へになつておるのだから、起債でも地方債でもどんなん発行されたらどうですか。これはその二五年と、こうしますか。そうして、返済を二十年と、こうしますか。それはそれで全部まかなえ、そうして、基準財政の需要額にして、あるいはまたそれの財政の収入額とのバランスがありますから、それは政府が地方交付金でまかなうというふうになつておるのだから、そのバランスの赤字の場合は地方交付税でまかなければいいとして下水道建設公債を出すべきであるとの

えぼいいじゃないですか。これは一つの案です。よ、私の。何かそういう安心してやれるというようなことをお聞かせ願わぬと、どんなりつばな法強いですから、せめて十年公債ぐらいして、この利子は政府が持つべきでも先に進まない。といって、お前がやらぬかという命令も下せない。こういう事態の法律が今日の現状だとと思うのですね。せめてこの程度のことでも考えてやつていくとおっしゃるなれば、予算はわざかだし、大きなふろしきは広げたれ、実際にやれるのか、大臣と言つて大臣を責めてみたところでしようないですかね。そういうな説明をお聞きしても、ああ、これなら今度はできるなというなら質問せぬでもいいのですよ。けれども、あまりにもふろしきが広がつたのに、実際にやつてもらうという面についてはあまりにも陥路が多過ぎるじゃないか。しかも、一般地域住民に負担をかけてこれを処理しようという考え方方は、非常にこれは問題が多過ぎる。地方自治体はそんな余裕のある今日の現状ではない。しかも、また公害を除去しなくちやならない地域といふのは、急激に人口のふえたところですよ。私が先ほど申しますように、二十年、二十五年の間に倍になったとか、これは公害の対象になつてこれが必要としてやらなくちゃならぬ地域です。こういうことを想像いたしますと、何としてもこの受益者がその負担をしなくちやならぬということでは進まないんではないかという考え方を持つわけです。その点では大臣ももう何回も説明しておられますから、私はいまさら追及はしませんけれども、私は一つの考え方を申し上げてみたいと思うのですが、大体もう御承知のように、先ほども申しましたように、政府はですね、これ大臣もお考へになつておるのだから、起債でも地方債でもどんなん発行されたらどうですか。これはその二五年と、こうしますか。それはそれで全部まかなえ、そうして、基準財政の需要額にして、あるいはまたそれの財政の収入額とのバランスがありますから、それは政府が地方交付金でまかなうというふうになつておるのだから、そのバランスの赤字の場合は地方交付税でまかなければいいとして下水道建設公債を出すべきであるとの

えぼいいじゃないですか。これは一つの案です。よ、私の。何かそういう安心してやれるというようなことをお聞かせ願わぬと、どんなりつばな法強いですから、せめて十年公債ぐらいして、この利子は政府が持つべきでも先に進まない。といって、お前がやらぬかという命令も下せない。こういう事態の法律が今日の現状だとと思うのですね。せめてこの程度のことでも考えてやつていくとおっしゃるなれば、予算はわざかだし、大きなふろしきは広げたれ、実際にやれるのか、大臣と言つて大臣を責めてみたところでしようないですかね。そういうな説明をお聞きしても、ああ、これなら今度はできるなというなら質問せぬでもいいのですよ。けれども、あまりにもふろしきが広がつたのに、実際にやつてもらうという面についてはあまりにも陥路が多過ぎるじゃないか。しかも、一般地域住民に負担をかけてこれを処理しようという考え方方は、非常にこれは問題が多過ぎる。地方自治体はそんな余裕のある今日の現状ではない。しかも、また公害を除去しなくちやならない地域といふのは、急激に人口のふえたところですよ。私が先ほど申しますように、二十年、二十五年の間に倍になったとか、これは公害の対象になつてこれが必要としてやらなくちゃならぬ地域です。こういうことを想像いたしますと、何としてもこの受益者がその負担をしなくちやならぬということでは進まないんではないかという考え方を持つわけです。その点では大臣ももう何回も説明しておられますから、私はいまさら追及はしませんけれども、私は一つの考え方を申し上げてみたいと思うのですが、大体もう御承知のように、先ほども申しましたように、政府はですね、これ大臣もお考へになつておるのだから、起債でも地方債でもどんなん発行されたらどうですか。これはその二五年と、こうしますか。それはそれで全部まかなえ、そうして、基準財政の需要額にして、あるいはまたそれの財政の収入額とのバランスがありますから、それは政府が地方交付金でまかなうというふうになつておるのだから、そのバランスの赤字の場合は地方交付税でまかなければいいとして下水道建設公債を出すべきであるとの

えぼいいじゃないですか。これは一つの案です。よ、私の。何かそういう安心してやれるというようなことをお聞かせ願わぬと、どんなりつばな法強いですから、せめて十年公債ぐらいして、この利子は政府が持つべきでも先に進まない。といって、お前がやらぬかという命令も下せない。こういう事態の法律が今日の現状だとと思うのですね。せめてこの程度のことでも考えてやつていくとおっしゃるなれば、予算はわざかだし、大きなふろしきは広げたれ、実際にやれるのか、大臣と言つて大臣を責めてみたところでしようないですかね。そういうな説明をお聞きしても、ああ、これなら今度はできるなというなら質問せぬでもいいのですよ。けれども、あまりにもふろしきが広がつたのに、実際にやつてもらうという面についてはあまりにも陥路が多過ぎるじゃないか。しかも、一般地域住民に負担をかけてこれを処理しようという考え方方は、非常にこれは問題が多過ぎる。地方自治体はそんな余裕のある今日の現状ではない。しかも、また公害を除去しなくちやならない地域といふのは、急激に人口のふえたところですよ。私が先ほど申しますように、二十年、二十五年の間に倍になったとか、これは公害の対象になつてこれが必要としてやらなくちゃならぬ地域です。こういうことを想像いたしますと、何としてもこの受益者がその負担をしなくちやならぬということでは進まないんではないかという考え方を持つわけです。その点では大臣ももう何回も説明しておられますから、私はいまさら追及はしませんけれども、私は一つの考え方を申し上げてみたいと思うのですが、大体もう御承知のように、先ほども申しましたように、政府はですね、これ大臣もお考へになつておるのだから、起債でも地方債でもどんなん発行されたらどうですか。これはその二五年と、こうしますか。それはそれで全部まかなえ、そうして、基準財政の需要額にして、あるいはまたそれの財政の収入額とのバランスがありますから、それは政府が地方交付金でまかなうというふうになつておるのだから、そのバランスの赤字の場合は地方交付税でまかなければいいとして下水道建設公債を出すべきであるとの

○高山恒雄君 それからもう一つお聞きしますが、この流域下水道幹線をつくるのについては、大部分の工場排水といいますか、それを含むところがあると思うのですね。ところが、工場の現在既存の場所として河川に近いところ、沿岸に近いところとか、こういうものはこの排出されるものに対して何もこの流域下水道を使わなくとも直ちに河川に流すことができる、あるいはまた沿岸に流すことができるという地域があると思うんですよ。これは静岡のヘドロの問題は、そういう一つの地域です。直ちに流したわけです。そういう地域があると思うが、そういう地域の排水物については基準だけでしか、防止する方法はどこの法律にも載っていないと思うが、そう考えていいかということ、どうですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 御指摘の点は、下水道法の関係から申し上げますと、下水道は整備されましたその区域内にありますところの個人はもちらんのこと、工場、事業場につきましても、できましたならばこれに下水に流しまなきやならないといふ、そういう義務づけが下水道法の十条で規定されています。それがたてまえになつております。しかしながら、御指摘のような工場、事業場等の近くに川があつて、直接放流したほうが経済的である、また水質も冷却水とかいうことで、要するに水質公害がないといふことで、いうような場合につきましては、ただし書きで許可を与えることができると、こう立て方になつております。ところがそういう直接公共水域に放流いたしますものにつきましては、今回提案されておりますような水質汚濁防止法の関係で、今度は公共水域の水質基準等がきめられますので、その水質基準の面からも排水につきましては規制を受けるという関係になつてくるわけでござります。

○高山恒雄君 したがってそれは認めることになりますね。たとえば極端な例を申し上げるだけではありませんけれども、沿岸の近くの最近埋め立ての工業都市というのがたくさんできていますね、そういうところからわざわざこの流域に引っ張るということは相当の経費もかかる。ところが排水される一歩手前で海水を取つて五倍の量の水を引つぱるといふことはありますね。あなたのいま答弁を聞くと、それはいいわけですか。それはむろん許可を受けるといふものに薄めてしまう。そうすると○・五PPM以下だといつたらそのまま流してもいいということになりますね。あなたのいま答弁を聞くと、それはいいわけですか。それはむろん許可を受けるといふわけですね。実際は一・五五PPMの廢液であるけれども、海水からポンプを引つぱつて――いま海水でもくさらない、ビニールの何ができるておりますから、それでどっと五倍も六倍もうめてしまつて、そして流してしまえば、○・五PPM以下に下がつた、それでいいんだと、こういうことです。むろん許可を受けなければなりませんが……。

う。昼間があつと海水を取つて何倍かうめてしまうのもこれは公害防止にならないのです。そこらはもつと詰められてしかるべきではなかつたかと思ひますけれども、あなたのおっしゃるようになりますが、やはり厚生省関係の基準にゆだねておるのだから、やはり厚生省関係の基準にゆだねておるのだから、それはやはり規制にしなければ、ごまかしのできる範囲内の公害防止だなんというふうによつて何がしかの援助しなくてはならんのです。されども、そういうやはり規制にしなかつたかと私はあなたに質問しても、それは厚生省の基準ですとおつしやるなら、下水道の法律をつくる限りにおいては、そういうことまでもつと微に入り細にわたつて私は規制をすべきではなかつたかということを申し上げたい。時間がありませんから、ひとつその考え方だけをお伺いして私の質問を終わります。

○政府委員(吉兼三郎君) 先ほども申し上げましたように、下水道法のたてまえは下水道が整備されましした区域につきましては、すべてのものは下水道に下水を排出しなきゃならない、こういうたてまえが原則になつております。先刻申し上げましたごく特殊な場合におきましては、その例外を認めると、いうことでござりますので、今後公共用地域の水質環境という観点からいきまして、この例外的な許可の運営については、きびしい態度で私どもは臨んでまいりたいと思いますし、かりにそういう許可をいたします際には、水質汚濁関係のこれは経企庁なり厚生省の関係にならうかと思ひますが、そちらの係官とも十分調整をとりながら、運営をやつてしまいたいと考えております。

○高山恒雄君 もう一つ、いまの微に入り細に入りもつと規制を……。原則はわかつておる、私もわかつておる、その規制は政令でやつぱりきめるということですね。取り扱いについての考え方、つまり許可をしていくって、それが防止できなくて

災害が起ったということになれば何にもならぬ。徹底してないからその点私は強く申し上げておるのでですが、検討して、むろん厚生省の責任においてやらす場合もありましょう。そういう場合でこれを厚生省の企画だけに求めるのだという場合は、政令でもっと強く私は規制する必要があると思う。

○政府委員(吉兼三郎君) 現在問題の下水道法第十三条の関係の例外の許可をいたします際の政令の基準が施行令にこまかくきめられております。この基準によりまして、私どもは指導をいたしておりますわけでございます。

○春日正一君 具体的な質問に入る前に、公害防止の問題についての大臣の基本姿勢をひとつ聞かせておいてもらいたいと思うのです。というのは、佐藤総理は「福祉なくして成長なし」ですか、そういうことを言いますけれども、私は「反省なくして改善なし」、そう思うのです。政府の反省というのはあまり聞いてないんです。だから非常に公害がこんなにひどくなってきたのかということへの反省と、それから公害防止についての大臣の決意、そういうふうなことをまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) 「反省なくして改善なし」その点について私も同感です。特に下水道の問題については先般来いろいろ申し上げましたのが、政府也非常におくれておりましたけれども、国民意識が日本では非常に欧米より違つておったんですね。御承知のように、欧米に比べて五十年というか、私は五十年じゃなくて二百年違つておると思います。欧米ではあの当時、狭いところに何十カ国があり、しかも降雨量が少ない、川が少ない、そういうところにしょっちゅう平素はベスト、コレラとか疫病が蔓延した。戦争のたびごとに疫病が蔓延したということで、都市においては上水道と下水道は必須のものとしてこれがなされたてきた。ところが、日本ではごく最近までは人間の排せつ物は全部土として、肥料としてみんな還

元、大地に還元してこれで終われりとした。それから川の水が非常に豊富で降雨量が多いものだか

いて達成されるのか、その点聞かしていただきたいです。

いります、国力としての限界もあるわけでございまして、どうしても原則といたします五年以内に達

ますように、政府といたしましての行政目標でございます。いわゆる沖天に仰ぐ太陽のような理想

下水道はたいへんなよどれをしております。ところが三尺流れれば水清しというところで屎尿を流すことは一つの習慣になってきた。そのため廐棄物は自然に還元するということできたために、特に

○政府委員(西川齋君) 環境基準は九月一日に閣議決定をいたしました分は、生活環境項目といたしましての基準の各水系への類型の当てはめでございます。その類型によりましていろいろな数値

成しないといふ水域が出てくるわけでございま
す。やむを得ません、その水域につきましては五年をこえるところもやむを得ないけれども、でき
るだけ及的すみやかに達成するということにい

目標ではございません。そのような観点におきまして、E類型というものを設けたわけでございまして。私どもいたしましては、このE類型が達成されました場合には、さらにその上位の類型になら

るが戦後の高度成長と都市集中、それから生活意識が変わったために、今までの大地に還元したものを全部、農民まで肥料に使わない、そこに水の汚濁が急速に環境悪化すると同時に人間生存、そのものの一つの脅威になってきた。ここに大きな反省が地方自治体においても国においても、それから国民においても急速に高まってきたのが原凶である。そしてまさに見立つ流れはまだこれからである。

が進つておりますので、どのくらいきれいになるかということは一律ではございません。一応種類別といたしましては、それぞれの該当する水域の利水目的に対応して、その利水目的を満足するまでになるということです。たとえば水道の通っておりますところ、あるいは魚の生息として水産業に使われておりますところ、あるいは農業用水として使つてあるところ、これらにつ

たしておりまして、私どものほうといたしましては、この環境基準を閣議決定いたしますときの各省との協議のあれといたしましては、少なくとも十カ年以内ということで、十年以上の分はない、まあ十カ年という節を考えることから一応九年以内ということをきめているわけでございます。そのような場合にはおきましては、五年のところにその中間の暫定目標をつくりまして、一応十四年内に

り得る施策の方途があるかどうか。施策の方途があれば、当然さらにその上に上がるということとで、その時点できらんにそのE類型が達成された時点においてその上の類型に上がり得るかどうかと、いうことを検討いたしまして、上がり得れば、あらためて類型値を変更いたしまして、その目標に向かって行政を進めたい、このように考えておりま。

引である。それを受けて現在それが第三回(第三回)が年計画を策定しておりますが、そうした背景が深刻にしてかつ長かったために、これからの出

用水として使われておらずのこと。それが水の目的に対応いたしまして一応対応するだけの水質になるということでございます。ただ一般的な目

の口頭の講義で「人間をよくする」という一言が、自分の達成に持つていてこう、このような考え方で決定しているわけだと思います。

○春日正一君 大体この基準でいきますと、飲み水に使うのは一PPM以下、ヤマメやイワナが住

がそれだけにむずかしい、だから一撃にいけないところに難点があるから、私は現在の可能の最大をまず尽くして、そうして実施の過程でどんどんこれはとらわれずに、一年たってこれはいけないと思ったら、これは改善したほうがいいんじゃないいか、規模においてもやり方においても変えていいんじゃないかということを、実ははなはだ無責任なようですがけれども、私はそれが一番健全な取り組み方だと思いまして少し大胆にこれをいま提言している次第です。

的がございませんで、単に環境保全というもののだけの目的しかないところ、これをどのくらいにとるかということが、非常に類型値をきめるときに問題になつたのでございますが、一応日本の現状の水質汚濁の状況から見まして、環境保全上の問題といたしまして最低の限度といたしまして、少なくとも悪臭を発するような河川ではなくなるようにならしむことと、いわゆる一番最低のランクのE類型といふものをその限度をもつてきめております。ですから、もちろんそれがいいかどうか

○春日正一君 それで、これは非常にたくさんなものですから、一々こまかくというわけにもいかぬと思うのですけれども、これをずっと見ますと、特に大都市ですね、東京なんかの場合を見ますと、一〇PPM以内というような、たとえば東京でいえば、呑川、内川、立会川、目黒川、吉川といふような小さい河川が非常によごれている。これを一〇PPM、しかもそれは順位からいえば八年ですから五年ではできぬ、いま言ったような十年以内といふようなところへ入ってしまうといふ

めるのが二PPMですか、それからコイやフナが住めるというのが五PPM、一〇PPMこえると悪臭が出る。だから、都会の川がくさくならぬ限度というのは、ほんとうにもう最低限度だと思うのですね。ところがいまあなたが、そうやって、さらにそれ以上きれいにできるような可能性があるならというような、たいへん心細いことを言われたのですがね。しかし、たとえば外国の例を見ても、ソ連の六一年の基準では全BODで三十六というような相当きびしい規制をして、こ

○春日正一君　具体的な問題についてお聞きします。やはり下水道を整備するといつても、これは入れものですから、結局中身がどれだけきれいにさらなるふとこうること、それからどの入れものが

うかの問題は、今後の問題としてさらにこれをレベルアップしていくなければならないだろうということはあろうかと思います。それからそれ以外の利水行為のあるところにつきましては、それを

うなことになつてゐるのですね。そこで、この一〇 P.M. という程度で満足すべきものかどうかと
いうことですね。一〇 P.M. になれば都会の河川
としてまあまあと、さうふうに貯水を考えても、一で

れでも不十分ということで、六七年には改定している。同じ資本主義国のフランスでも四級に区分して、最低級でも魚が生息できる程度というふうに規定してます。そういううちにしますと、日

されるとかいろいろなこととそれが他の人のおものがただけの早さで整備されるかという問題。それだけに問題がかかるてくるのじゃないか。今までの質問も主としてそこにやはり皆さん集中されたと思うのですけれども、そういう意味で環境基準について最初にお聞きしますけれども、九月一日に閣議決定した四十九水域の環境基準について、この基準値が実現すれば河川のよごれがどの程度きれいになるのかという問題、それからその達成期間、どのくらいの期間で基準値が四十九水域につ

の利水目的を満足するということを念頭に置いてきめております。それから環境項目の達成期間につきましては、閣議決定におきまして原則として五年以内ということになってございます。ところが、水のはうの環境基準の達成には先ほどから問題になつております下水道の整備ということが非常に大きなウエートを占めておるわけでござります。そのような観点から下水道の整備の物理的な限界、あるいは財源的な限界もあるわけですが

○政府委員(西川齋君) 先ほど申し上げました
ように、望ましい環境として見た場合に、はたし
て一〇P.M.がいいかどうか、これは非常に問題
のあるところでございます。ただし、環境基準と
申しますのは、公害対策基本法にもきまつており
になるのか、あるいはもつと、さしあたっては一
〇P.M.だけれども、じゃあ十年たつてそこまで
いつたら、先はもつときれいにするというふうに
考えておるのか、その点どうですか。

本で技術的に不可能ということはないと思うのでは、同じ資本主義国のフランスで可能だというんなら。ということになれば、やはり少なくとも大都市の川に魚が作める程度のものということをねらって、これはきょうあすにやれといつてもできないとしても、そこに一日も早く到達するというような目標を掲げるのが当然じゃないのか。その点では、この目標、こういうきめ方自体の中に公害を悪化させてきた考え方があるのじやないか。

○政府委員(西川清君) 先ほとも申し上げましたように、望ましい環境として見た場合に、はたして一〇P.P.M.がいいかどうか、これは非常に問題のあるところでございます。ただし、環境基準と申しますのは、公害対策基本法にもきまつております

らで、これはきよすにやれといつてもきないとしても、そこに一日も早く到達するというような目標を掲げるが当然じゃないのか。その点では、この目標、こうきめ方自体の中に公害を悪化させてきた考え方があるのじゃないか。

まあくさくなければいいじゃないかとにかくそ
こまでというようなことにしてしまったから、ま
たいろいろ集まってきて、これはやあいが悪いと
いうことで問題が大きくなつてくる。初めからや
はりそういう目標をはつきりきめて、そこへ具體
的に進んでいくような努力をすべきじゃないかと
いうふうに思うのですけれども、その点はどうな
んですか。

○政府委員(西川喬君) 私どものきめましたこの
一〇 P P M と申しましても、現在の川の状況がひ
どいところになりますと、六〇、七〇 P P M と
いつたような都市内の小河川の状況でございま
す。そのような状況から、やむを得ずこの E ラン
クというものを設けているわけでございますけれど
ども、もちろん現状がきれいなところを、都市内
河川におきましても現状が五なり六なりのところ
を一〇 P P M まで、都市河川であるから、ほかに
利水目的がないのならそこまでよこれてもいいの
だというような考え方ではないのです。も
ちろんこの E 類型に当てはめなければやむを得な
いというような河川は、都市内の河川で現在何十
P P M というような川でございまして、やむを得
ずこの E 類型を設けた、私どもこれが決して理想
像であるというふうには考えておらないわけでござ
ります。その点御了承願いたいと思います。

○春日正一君 そこでですね、暫定目標といふこ
とが言われていますね。「水質汚濁に係る環境基
準について」昭和四十五年四月二十一日閣議決定
というこの文書の四ページですね。ここに「当面、
暫定的な改善目標値を適宜設定することに」云々
との程度に改善されるのか。大体暫定目標の期間
ということを考えないので問題がございますので、
ください。

この五年前の間の五年目をいたしましての目標を掲げましたのがこの暫定目標でござります。たとえば一般的の場合におきまして、一般的の類型におきましては、一ランク下の類型を目標とする、たとえばB類型が九年かかるということでござりますと、五年の目標でC類型までは達成させようと、さらに残りの五年でB類型まで持つていいこう、このような考え方でいたしております。そこでE類型のところは下のランクはないわけであります。そのようなケースにつきましてはBODを指標といたしまして最終の九年目の目標を一〇PPMといたしているのでありますから、五年目のところでそれを何PPMまでよくしていくかというようなことで、たとえば隅田川におきましては一二PPMというようなものを暫定の目標としてきめてござります。ですから現在隅田川はだいぶきれいになりました、一〇から三〇をこしておりましたのですが、現在二〇を割つてきているようであります。これは五年目に一二PPMまで持つていただきたい、さらに九年目にはEの類型まで必ずなるようにしたいと、このように考へておるのであります。

○政府委員(西川喬君) この達成期間のおくれの一番最大の原因は下水道の整備でございます。排出規制の実施におきましては、これは企業のほうに除害施設をつくらせばいいわけでござりますが、大体除害施設の設置期間を見ましても、一年なりあるいは技術の開発も含めまして段階的にやっていくとしても、大体二年ないし三年では基準を守れるようになります。ところが大都市におきましては、すでに排出規制のほうの実施は限界近くに達しております。下水道の整備も、工場、事業場同じように、下水道の処理場と同じ施設にしなければいけないというところまで規制をいたしておりまして、これ以上の規制強化ということがちょっとと考えられない。しかも、汚濁源となりますものは、ウエートが一般家庭の污水のほうが多くなってしまって、下水道の工場排水のウエートが三〇%、四〇%とか、すでに半分以下になりまして、六〇%、七〇%が一般家庭の污水であります。一般家庭の污水は、汚濁防止法におきましてもいわゆる排出規制になじまないものでございまして、どうしても下水道を整備していかなければいけないということをございます。この下水道の整備が一番重要な問題、しかも都市内の小さな川におきましては、東京の城南河川あるいは隅田川におきましてもそのようなケースにも近いわけでござりますけれども、流量が非常に少ない。もうほとんど流域一帯が宅地化してしまいました、保有流量がほとんどない、入ってくるものは下水ばかりということになりますと、現在下水道の整備におきまして、一応の現在行なわれております基準では、高級処理、二次処理をいたしましてBODが二〇PPMでございます。そういたしますと、二〇PPMの水が入ってくるわけでござりますから、しかもほとんど下水ばかりということがありますと、これだけではどうてい川はきれいにならないということになりますて、下水のほうにおきましては、さらにこれは高度処理をしてもらわなければいけないというようなことになつ

てきているわけでございます。この高度処理のほうの技術開発その他の問題もからんでまいりまして、やはりどうしても五年では無理だというような問題になつてきてるわけでございます。

○春日正一君 いまの高度処理の問題、あとから聞きますけれども、要するに下水がおくれる、これが早くできさえすればもうときれいになるといふことだというふうに私は聞いておりますけれども、そこでその次に、だから当然下水の整備計画の問題ですけれども、建設省の新五カ年計画案には四十年水城の基準値確保に幾らの費用を見込んでおいでになるのか、その点から聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(吉兼三郎君) 第三次五カ年計画、たびたび申し上げておりますように、まだ建設省から財政当局に対する要求の段階でございます。二兆六千億の五カ年の総投資額の中で、この四十九水城関係の基準達成のための投資額といたしましては一兆六千四百億程度見込んでおります。

○春日正一君 この問題は、この前松永委員の質問で一兆六千四百億、しかし都市計画審議会の試算では三兆二千億と、だから約半分しか組んでないじやないかということが問題になつたようになりますが、ちょうど留守したのですけれども、聞いていますが、そういうようなことではたして十分なのかどうかということですね。

○政府委員(吉兼三郎君) これは次の五カ年の総投資額は、現在の環境対策を改善いたしますためにも十分かどうかという基本的な問題かと思います。このことにつきましては、たびたび大臣からもお答えを申し上げましたようなことでございまして、現在の社会資本全体の投資のバランス等からいって、私どもとしましては、これがぎりぎり一ぱいの実は要求であるというふうに事務的に考えまして、実は財政当局と折衝をこれからいたす段階にあるわけです。具体的に四十九水城のうちには、先生御指摘のように、五カ年間に達成される水城の中には、大都市関係の水城はあまり入っておりません。つまり十カ年内に達成される部類に

入っているのが多いわけです。これはなぜかと言いますと、大都市の河川の汚濁の現況は非常に悪いということ、その目標に到達するためにはやはり莫大な下水道投資が要るというふなこと等から、全体の均衡上、本来ならばそういうところを早くほんとうはやるべきところでござりますけれども、投資全体のバランスからいきまして、さような結果に相なつておる次第でございます。御参考までに一兆六千四百億円の私どものこの五ヵ年計画の中の四十九水域関係の投資のうちで東京、大阪、横浜といった大都市周辺関係分としましては、約八割程度の一兆三千億円を予定いたしておるわけです。

○春日正一君 そうしますと、先ほど厚生省のほうで言われたんですが、四十九水域を分類して五ヵ年間であるいはそれ以外のものは十ヵ年以内にという形でやるという計画は、この予算でいけますか。

○政府委員(吉兼三郎君) 四十九水域につきまし

ては、うちの二十五水域はこの五ヵ年間で達成する。残りの二十四水域につきましては次の五ヵ年内にはおそらくとも達成する。ただし一兆六千億という五ヵ年計画を前提としたしましてけれども、

○春日正一君 それはそのくらいにしておいて、

次に、先ほど話のあつた高次処理の問題ですね。先ほどあなたが言われたような、つまり東京でのいまの下水の処理する基準なり能力で言えば、最終に処理して二〇PPMまで、だから二〇PPMの水が大都市の場合はほとんど出でてしまつといふようなことで、それを二〇PPMにするには、やはり相当大量的薄める水を放流しなければならぬわけですが、いま隅田川の場合で言いますと、雨が非常に多くて水量の多かつた四年の浄化用の水量でも毎秒十ないし二十立米といふような数字なんです。そこで隅田川の場合、流域に下水道が完備すれば放流量は毎秒二十五ないし三十五というふうに言われているということになると、薄める水も足りないと、先ほど説明あつ

たように。そうしますと、薄めるという方法でも解決つかぬということになると、やはり二〇PPMをもつと少ないものに、一〇以下に浄化するとMをもつと少ないものに、一〇以下に浄化すると物質量(SS)四六〇〇というものが、処理後にはCOD六・三、SS三六・八、PH七・九からいう装置を設けなければ、都市の下水の浄化とできないということになる。それについてどういふうに考えておいでになるのか。大体そういうことになる。一〇PPMという最低限の目標すら達成できぬといふことになる。それでいてどういふうに考えておいでになるのか。大体そういうことができるのか、あるいは第三次処理では一万人分について二億円かかるというふうに私は聞いておるのですけれども、そうすると東京で一千方とするところには見られるのかどうか。つまり三次処理のときを、ただそしきれいになりませんよといふうにやつておいでになるのか。大体そういうことが書いてある。そして、これは川崎の入江第二次処理の技術的な見通しというようなものが書いてある。それでいて、これは川崎の入江第三次処理では一万人分になります。

○説明員(久保赳君) ただいま先生御指摘の件につきましては、学会でも発表された論文でもござりますし、私どもそのバイロットプラントの実態をもよく調べておりますので、都市下水の処理にそ

ういうものが適応し得るかどうかということを検討中でございまして、十分考えております。

○政府委員(吉兼三郎君) 御指摘のとおり、大都市の今後の水質環境基準関係の下水道整備につきましては、高度処理と申しますが、三次処理的な

そういうことをやらなければ対応できないということは、おっしゃるとおりだと思います。しかし

ながら、この問題につきましては、経済的な問題もさることながら、まだ技術的開発しなければ

ならない部分がたくさん残つております。私ども

の今後の目標としましては、次の五ヵ年計画の中で十分にそういう技術的な開発の調査をいたしまして、でき得べくんばその調査の成果を早く得

て、それをこの次の次の五ヵ年計画に反映させておきたいと、こういうふうな考え方であります。

○春日正一君 そういう研究、ぜひ早いところやつてもらいたいと思うんです。

○春日正一君 そういう新聞を見ますと、新しい方法で、

弗素電解法といふんですか、廃液処理ができる。

これは埼玉県の国鉄大宮工場で小規模でも実際に使つておって、あそこで出るCOD二〇六、浮遊物質量(SS)四六〇〇というものが、処理後にはCOD六・三、SS三六・八、PH七・九から七・一と非常にきれいになつて、これが工場用水である。一〇PPMといふ最低限の目標すら達成できないといふことになる。それでいてどういふうに考えておいでになるのか。大体そういうことができるのか、あるいは第三次処理では一万人分につ

いて、大体この程度やればいいんではないだろうかと考えておりましたのが、約二百水域程度でございます。ちなみに今年度予定いたしております。

○説明員(久保赳君) ただいま先生御指摘の件につきましては、学会でも発表された論文でもござりますし、私どもそのバイロットプラントの実態をもよく調べておりますので、都市下水の処理にそ

ういうものが適応し得るかどうかということを検討中でございまして、十分考えております。

○春日正一君 そこで、別な問題でけれども、

四十九水域以外にも汚染の激しい水域がたくさんあるわけですから、その指定はこれからどう

いうふうにやつておいでになるのかといふ点です。

○政府委員(吉兼三郎君) 下水道整備、これはどういうふうにやつておいでになるのか、その点聞かしていただきたいんです。

○春日正一君 そこで、さらに現在審議中のものが十四水域

ござります。この三十水域につきましては、現行法の体系の中におきまして、國におきまして當てはめ行為を年度中に終わりたいと、このようになっておりまして、類型当てはめの問題は都道府県知事のほうに委任することができるということになつております。この委任のしかたにつきましては、

は、県のほうで当てはめと並びにそれに伴います排出の規制といふものを上乗せ基準等によって行なつていくことになるうと存じますが、その水域

がおよそどのくらいになるだらうかというような

問題につきましては、今後の県のそれぞれの地域

の実情に応じた問題だらうかと思ひますが、從来

私が調査水域等といたしまして考えております

として、大体この程度やればいいんではないだろうかと考えておりましたのが、約二百水域程度でござります。ちなみに今年度予定いたしております。

○春日正一君 それで、別な問題でけれども、

五五%、それから工業生産額では約七五%といふ

ものをカバーいたすことになりますので、

五五%となります水域の重要なものは、おおむねカバー

できるんじゃないだろうかと、こんなふうに考

えております。なお当てはめはすでに十六水域につ

いて審議を終了しているわけでございますが、当

てはめの段階におきましては、建設省のほうとも

十分協議いたしまして、建設省で考えております

長期計画といふものによります下水道の投資可能

額といふものを念頭に置きまして、達成期間といふものも、それによりまして定めていくといふ

ところでございます。

○春日正一君 それじゃ、建設省のほうでは、こ

ういうふうに新しくどんどん指定されてくるもの

に対して、下水道整備をどういうふうに進めてお

いでになるか、そこを聞かしていただきたいと思

うのです。

○政府委員(吉兼三郎君) ただいま企画庁からお

答えございましたように、今後の新しい基準設定

情勢の進展に伴いまして、二百ぐらいの水域が指

定されるというふうなお話がございましたが、私

どものほうの試算では二百水域のうちおおむね百

水域、約半分は水質汚濁防止法の工場排水のいわ

ゆる規制強化といふものによりまして環境基準が

達成できる可能性がある、そういうような水域であ

ると考えております。したがいまして、残りの百水

域、四十三水域を含めました百水域につきまして

は、工場排水規制とともに、やはり下水道整備でやつていかなければならないという対象の水域になるだろうと存するわけであります。したがいまして、これにつきましては、たびたび申し上げておりますように、第三次五年計画の中で、四十九水域はこれは一番緊急なところということで優先的に考えなければなりませんが、その他のものにつきましても、その事業の効果なり緊急度を勘案いたしまして、定められた資金の中で重点的に配慮していきたい、かように考えております。

○春日正一君 そこで、これは大臣に対する質問ですが、いまお聞きのように、四十九水域指定されておつて、それのうち約半分だけが五年計画の中に入つていく。残りはその次の計画に入るわけでしょう。そうなつてしまふし、そのほかにも新しく指定されてくるということでありますし、特にいま言われた暫定基準というような形で——大都市の河川のよどいはひどいものです。私は東京の河川を二日ばかりかけてずっとそれ歩いて調べてみましたけれども、相手ひどいものであります。綾瀬川の上流の埼玉県境のはうは河川と言えたものではないと思いますよ。そういうような相手ひどいものがある。それをきれいにしていくのに、急に間に合わないから暫定基準でここまでだ、それから先五年でここまでだといふような形でやつていったところで、一〇 P.M.で、くさいにおいが出るか出ないかの境のところでしよう。そうして先ほどの話の中でも出了たように、結局下水道が整備されすればこのテンボは早くできるのだということになると、結局下水道整備がどれだけ進められるかということにこれはかかってくる問題だ。だから、そういう意味で言いますと、上のほうから全国的な観点を見ながら予算といふのはワクをきめていかれるのですけれども、同時に下のほうからは、現実によどいでおるからことを何とかしなければならないという形で、これから地方に権限が委譲されればそういう施設もできるし、そういう計画も出てくるということになる

ら十分の四に引き上げてから急に下がつておるのですね、これはどういうことですか。これは数字を見ますと、東京の場合、四十一年度では補助対象率は五七・九、四十二年度で三五・四、それ以下三五・四ですが、それから横浜の場合に五八・二それが五一・七、四三・八、四〇・八。名古屋の場合でも五〇・五、三七・六、三九・九、三九・二と、これはまたちょっと上がつておりますけれども。京都、大阪、神戸、ずっと通じて、傾向としてはそうなんですね。大都市全体として見ると、四十二年度で五七・七から四〇・二それから四十三年度が三八・二、四十四年度三八・三、こういうふうに補助対象率が十分の四に上げてやるぞと言ったときから急にがくつと下がつておるのですが、これはどういうことなんですか。

○政府委員(吉兼三郎君) まさに御指摘のとおり、補助率アップが行なわれましたために全体の伸びとの関係から補助対象がダウングレードされたというそういう相関関係になつたわけでございます。

○春日正一君 これは問題だと思いますよ。補助率は上げたけれども、総ワクが広がるから実際は補助対象が縮まつたということになれば、これは掛け算してみれば大してふえていないということになる。これではいわゆる羊頭を掲げて狗肉を売ると言われてもしかたがないことになるわけですよ。これは当然予算のワクを広げていくわけですから、今度の新しい五年計画では当然これは引き上げられる対象にされるものだと思うのですけれども、大体どのくらいまで引き上げようという計算ですか。

○政府委員(吉兼三郎君) 第三次の計画におきましては、全体といたしまして六〇%の補助対象率を確保したい。これは一般都市と指定都市で若干その内容を異にしておりますが、全体として六割ここで食い違いにぶつかるのですけれども、いま

言いましたように、六大都市といふような大都市はどうしても金があるからというようなことで対象率を狭められるとか、あるいは起債その他の面でも有利な起債が少なくなされるというような扱いをずっと受けてきていますが、しかし今度の下水道の問題が、直接には河川の汚濁がひどくなつて、その公害をなくさなければならぬということで、この法律の改正もされて、計画もされいくというふうな事情を考えてみると、特別に汚染の激しい大都市の河川で、一番先にお聞きしたように、ほとんどが暫定目標にして十年後というところにいかざるを得ないような事情になつておるということの一一番おもな理由というのは、結局財政問題ですよ。これは厚生省の審議官も言われたように、下水道がきちっと整さえすれば早くできるけれども、財政問題です。そういうことで、すから、思い切つて補助率、補助を行なう対象を引き上げて、少なくとも五年間で基準値を達成できるようにするべきじゃないのか、そういうふうに思います。こういう数字があります。補助金の問題で、東京都の下水の利息を調べたもので、れども、四十四年度の利息の支払い額が八十七億円です。ところが四十四年度のいわゆる下水の使用料収入が六十三億円。だから利息は使用料収入の一三八%を利息として払つてあるわけです、東京都は。それで四十四年度の国庫補助額は五六億四千万円ということで、利息の六五%に当たる、こういうことなんですね。四十五年度のそれになると、これは予算ですけれども、利息の支払い額が百九億、使用料収入七十六億、そうして国庫補助見込み額が五十八億、こういうことになりますと、利息の五三%にしかすぎない、そういう状態です。補助が非常に少ない。下水をつくつた利息の半分しか補助がされていないと、いう状態です。これは東京に限らず大阪とかそういう大都市は大体同様な傾向にあると思います。だから大都市で財政的に豊かだから補助対象のワクを縮めるとか、あるいは起債のワクを縮めるとかということではなくて、まさに公害問題の一番深刻なのはこ

○政府委員(吉兼三郎君) そういう大都市のわけですから、先ほど言つたように、一番先にきれいにしなければならぬ所が暫定目標で十年後に延ばされるというような不合理なことが出ておるわけです。だから当然大都市に対する補助率、補助対象率、これを引き上げて、やはり世間並みに五ヵ年で基準値に達することのできるようなそういう処置をとるべきだと思いますけれども、その点どうですか。

○春日正一君 先刻私が申し上げました、次の計画で全体として六割程度の補助対象率を確保したいということで要求いたしておりますが、大都市につきましても具体的に申し上げますと、四十四年度の実績が三九%程度になつておりますのを今回四五%，少なくとも四五%に補助対象率をアップしたいということで要求をいたしております。それから、従前は、そういう補助対象率がきまつておりますので、それがそのとおり国費がついてこなかつたというところに実は問題があつたわけでございまして、新計画におきましては、いやしくもそういうふうに割合をきめた以上は、計画どおりにやはり国費をつけて補助をしていくという、こういう体制を確立していきたいといふふうに考えております。

それからなお、蛇足になるかとも思いますけれども、大都市と一般都市は自治省の地方財政にも関連いたしますが、財政の仕組みも違つておりますし、どちらかといいますと、補助金もさることながら、東京都あたりは起債の充当率をうんと上げてもらいたい、こういうふうな要望も強いわけであります。これは東京都だけに限りません。したがいまして、大都市対策としましては、補助対象率を上げるということと同時に、起債の充当率も十分確保していくという方向で、自治省とともに連絡をとりまして努力をしてまいりたいと思います。

は十分の三と聞いているんですけれども、そういうふうに思います。必要があるだろうというふうに思います。それから次に受益者負担金についてですけれども、もう、先ほど来この問題はずいぶん皆さんから質問もされて、これはなくすべきだという意見がたくさんあるんですねけれども、これを調べてみますと、こういうことになつているんです。受益者負担金制度採用都市の場合、これは私のほうから言います。だからもし間違つておつたら訂正してもらいたいと思うんですけども、四十五年十月末現在で下水道のある都市が二百五十五、受益者負担金制度採用都市が百六十七市、六六%がそうなつておる。通達が四十年の十月二十五日に県知事あてに急速にふえて、通達の出る前には三十三市だつたのが、つまり、下水道をやつているところが二百七市で、三十三市、だから一六%しか受益者負担金制度というのは採用していなかつたんですけれども、通達が出てから新都市計画法が施行されるまでに受益者負担金制度が八十六市え、さらに新都市計画法が施行されて以後今日までに四十八市ふえている。つまり五年足らずの間に百三十四市、受益者負担金採用市の八〇%がこの通達後に出でるわけです。このことはいろいろきのう以来質疑がありまして、建設省のほうとしては受益者負担金を取れということを強制したり誘導したんじゃないみたいの答弁があつたんですけれども、やはりこういう数字を見、この通達の文句を見れば、受益者負担金を取れ、取つたものを優遇するということで強制してきたということは、やはりいなめないんじやないかと思うんですけれども、この点どうですか。

とは事実でございます。いろいろ数字をあげられました、通達前と後の負担金徵収都市のそういう経緯も大体御指摘のとおりでございます。私たちには、やはり下水道事業を少しでも伸ばしたい、それから、やはり国、公共団体、それから住民が一體になってこの事業を進めていくという基本的な姿勢に立ちまして、そういう観点から、下水道事業の特殊性にかんがみまして何がしか負担を住民もしていただく、それを住民が負担することになりました。そこで、第二次五ヵ年計画におきましては、計画はきまりましたけれども、計画どおりに国費が実はついてこなかつたわけであります。したがいまして、そういう受益者負担金採用都市におきましては、いろいろ住民との関係で約束もありますので、やはり計画どおり事業を進めなければならぬということ等々がございまします。したがいまして、それが補助金とか起債を優先的につけるを得なかつた。その結果、そのしわ寄せが一般都市にいったことは、確かに事実でございます。そこで、次の第三次五ヵ年計画におきましてはそういうことがないよう、要は、五ヵ年計画をセントした以上は、国が幾ら負担をして補助対象割合をどうするということをきめまして、きめた以上は必ず約束どおり国も国費を確保して補助をつけていくといふうな態勢になりますならば、当然事業規模はもう私ども要求どおりでございますから、負担金を徵収している都市と一般都市とそういう補助金で差別的な扱いをするといふことは、補助行政の上において私はないと、そういうことはなくなつてくるといふうに私は期待いたします。

利地盤税を取る場合には都市計画税を取つちやならぬ、都市計画税を取つてゐるものは水利地盤税を取つちやならぬといつてゐることと同じ考え方で、都市計画税を取つて、それからまた受益者負担をさせたら二重取りになるんだと、違法の疑いもあるということまで言つて私ずいぶん議論しましたから、その本質論はもうここではやりませんけれども、新しい五ヵ年計画では受益者負担を一定程度のくらいい見ておりますが。

○政府委員(吉兼三郎君) 新五ヵ年計画では公共下水道の投資分としまして二兆四百八十億という投資額を見込んでおりますが、これの大体一割程度のものを受益者負担金で期待をするという考え方をいたしております。

○春日正一君 そうしますと、二兆四百八十億ですから、大ざっぱに言つて二千億ぐらい取るということなんですねけれども、受益者負担金の率はそれぞれの都市でまちまちですから正確な計算はできないのですけれども、今までの実績から見ると、それぞれの事業費の平均して見て一割程度が受益者負担金になつてゐるというように聞いております。そうすると、二兆四百八十億円の下水道事業をやるのに一千億取るということになれば、二百五十五の下水道計画を持つておる全都市に受益者負担を採用させるという前提の数字になるのじゃないか、この辺はどうなんですか。

○政府委員(吉兼三郎君) いま申し上げましたのは、マクロ的な試算として申し上げたわけございまして、現実に私どもはそういうことを強制する権限もございませんし、本来、これは下水道事業を実施する市町村が自主的にきめる問題でござります。したがいまして、二百五十五でございますか、現在やつておりますところの都市について受益者負担金がどうしても取れないという都市も、実は大都市等においてあるわけでございます。そなういうところにおきましては、その分は、当然、一般市費でもつてカバーしていくただくということにならざるを得ないと思います。

○春日正一君 いろいろ言つても、結局、受益者負担ということになつてしまふわけですが、私ももう時間ありませんから一度にまとめて聞きますけれども、ここに「東京各市の国庫補助金一覧」というのがありますけれども、「四十五年度国庫補助の見込額」というものを見ますと、三鷹が一億七千五百万、調布が一億一千万、府中で一億、小金井市で六千万、武藏野が一億五千七百万、狹江が七千万、ここまででは受益者負担金制度というものをとつておるところですね。八王子市が五千三百万、立川が四千二百万、町田が六百万、小平が五百万、東久留米が七百万、多摩町が二百万と、こういうことになつていて、ところが、この中で、河川関係でいえば、八王子市は浅川・多摩川、それから立川は例の根川というのですね、非常に多摩川をよこしているあれがありましてし、町田は鶴見川、境川、これは二五 P P M、六七 P P Mというようござる。小平は石神井川、それから東久留米、これは黒目川というのですが、四一・二 P P M、非常に汚濁のひどいところですね。ところが、こういうところはこれだけの予算しか組んでない。しかもこういう町田とか小平とか立川、東久留米というようなところで見れば、先ほど高山委員からもお話をあつたけれども、全国的に見ても急激に人口の増大しているところですね。こういふところで、その受益者負担といふことがないからという理由からか、あるからという理由か知らぬけれども、こういうことで補助金額が違つてきておるというようなことになつて、この現状をこのままで、おまえらやらなければ出してやらぬぞというようなことを言っておつたら、東京なんかはきれいになるわけはないのです。一番きたないところが残っちゃつておる。だからやっぱり受益者負担というものを、そういう二重取りになるようなことはやめるべきだし、特に私の論ずる今度の公書関係の論拠、工業排水本と生活排水の区別というものは、はつきり概念的についたと思うのですわ。工業排水についてははつきりしかるべき負担をさせる。それから生活

排水については、これはほんとうに生理的なものなんですから、こういう受益者負担というようなことはいわずに、当然国の予算あるいは地方自治体の予算の中から下水道をやるということをやるべきだし、そのためにはこの国の予算というものをもつとふやして補助金や補助対象も広げると、いうことが必要だと思います。で、特にこれを採用していない都市がこんなに違うということはやっぱり正しい行政のやり方じゃないだろうということははつきりお認めになつたらどうですか。その点が一つ。

それからもう一つ、もう時間ありませんから、水洗便所の点ですね。これ、いままでも出ましたから重複省略しますけれども、やはり水洗便所を公共下水道ができたところでは三年以内にといって義務づけるということですから、これは積極的な意味を持つっていると思うのですよ。私もそれはそうして水洗便所をやるべきだと思いますよ。思つけれども、国がそうやって義務づけるという以上、やはりその義務づけが行なわれるような保障が必要だし、その点からいえば、各都市で補助金制度をとつておるところがたくさんありますし、そうしてそういう補助金を出すということは、当然実情から必要があつて出しているわけですね。だから、当然この水洗化を促進するためには、その都市が補助していくなくても、国としても補助をつけて誘い水をする、促進するというぐらいな気組みで取り組む必要があるのじやないか。東京都の実例をいいますと、生活保護を受けている者に對して、あるいは住民税を払えない層、その程度の生活の困窮度の人には三万七千五百円東京都が助成しておる。年間所得百二十五万円以下の人はちには一万二千五百円助成しておる。こういう助成の方法をとつているところもありますし、それから融資でやつてあるところもあります。だけれども、現実に生活保護を受けているとか、それに類するボーダーラインの人たちなんかは融資といつたつて、金を借りたつて返せるあてがないわけですね。だから、当然そういうところには必要な補助

国が強制したというものがありがたく受け取ら
れて実現されるようなそういうことにしなければ
ならぬだろうと思ひますよ。もしさうしませんと
おれのところは金がないから水洗ができるないと
いつくみ取りのあるところは市役所の責任で
やつぱりくみ取つてやらなきゃならぬでしょう、そ
こだけでも。そういう問題が出てくるわけです。
から一律にやることはいいことだけれどもできる
ような措置が必要だ、その点はほかの皆さんも申
されましたけれども、私もそのことをぜひ政府と
して考えてやついただきたいといふうに思ひ
ます。この二つの点お答え願いたいと思ひます。

○政府委員(吉兼三郎君) 第一点の、これは東京
の三多摩地区の各都市の下水道の補助金の状況の
御指摘でございますけれども、結論から申し上げ
まして受益者負担金を採用しておりますような都
市に重点を置いてその他の都市は十分な補助をし
てないというふうな御指摘でございますけれど
も私は、それは少しは言い過ぎじゃないかと思
います。実情はこういう負担金を採用している都
市が実は先行的に市長さん以下熱心に下水道事業
を促進してこられた結果それだけ需要が伸びた
ということをございまして、その他狛江とか八王子、
立川等々につきましては立ちおくれましてそ
ういうところはこれからかかるわゆる新規事業
でござります。したがつて需要が伸びません段階
ですから、補助金は少ないというような状況にあ
るわけでござります。なおいづれもこれは公共下
水道関係の補助金でございますが、三多摩につき
ましてはやはり基本的には下水道はやらなければ
ならぬ大きな問題でござります。これは東京都が
事業主体になりまして今後一期、二期、三期とい
う計画を急速に進めなきなりませんし、それに
基づきましてわれわれは全面的に協力していきた
いというふうに考えております。

それから水洗便所の問題につきましては実はい

いろいろ御議論がありました。私は当面は国にいたしましては低利資金の融通を関係の市町村に十分行き渡るよう拡充してまいりたい。なお生活困窮者等の扱いにつきましては、これはくみ取り便所の経費との関係もございまして、市町村の中の財政の中ではたして処理できるものかどうか、そういった点もあろうかと思います。実は法律の施行後これは三年以内ということになりますので、三年間の猶予がございます。その三年間によく実情を見きわめながら市町村の自主的な財源で処理できるのか、あるいはまた交付税というようなもので自治省の関係でそういう手当ができるのか、あるいはまたそれとも別途建設省のほうで特別な補助金を考えなきやならないのかどうかといったようなことにつきましては、今後情勢を見きわめながら十分検討してまいりたい。いずれにいたしましてもせっかく下水道ができましても、そういう特定の者が資力がないために水洗化にならないということは決して好ましいことじやございません。また法律でそういうことで猶予するんだということだけでは、法律の趣旨にも沿いませんので、そういう方向でひとつ検討なり研究をしてまいりたい、かように考えております。

○委員長(田中一君) 私から三点ほど質問してみたいと思います。

それは、七月に建設省が策定した下水道事業の動向、この中に一応計画人口というものが将来の伸びとして示されております、増加する計画事業。そこでこれを見ますと、一応現在施行しておる都市並びに近畿圏、首都圏、中部圏等主要なる大都市の周辺の人口の伸び率が現在でも企画庁の公共事業は戦後二十五年たつておりますけれども、常に後手々々とまわっております。今度おそらく二兆六千億の一応の要求予算をつくっておりますが、これはこんなものでは足りるものではございません。

今日の事態から将来を見きわめる場合には、これは手直しがなかかるほど困難であります。したがって、先ほど高山委員もちょっと触れておりましたが、大きな基本的な計画を持つた場合には、これは手直しがなかなか困難であります。今回のこの公書にゆえんする下水道の事業の伸びということは、はたしていまのような形での推定人口でまかない得るかどうかという問題です。大都市周辺は御承知のように自然増といよりも人為的な、しいて申しますならば、資本主義自由経済という政策の中で人為的に伸びてきておる。居住の施設にいたしましても、また産業の問題にいたしましても、非常に人為的なんです。したがって、完成される見通しのこの施設が、その後異常な増加をするという変動が起こった場合には、それらの工場なり学校なり、そういう施設あるいは住宅地等をその地域から抑制するというような強硬な腹をきめておられるのがどうか。また一面、建設大臣は首都圏の長官でありましようが、このドーナツ化する現象というものはやはり周辺に散るわけです。これらの問題を基本的にどういう態度をもって臨んでおるのか、その点を明らかにしてほしい。これは経済企画庁のほうからも現在想定するところの人口の伸びというもの、それからあらゆる産業等の流入は認めないという態度に出ようとするのか。この点をひとつ建設大臣並びに経済企画庁のほうから御答弁願いたいと思います。

おられます。それは首都圏の中の特に東京と千葉それから埼玉、神奈川、ここに非常な勢いまだ来るようで、道路計画にしろその他の計画がどうもそこにあるようあります。ところが、その結果いまの東京湾は私はその機能がほとんど現在でももう限度にきておると思う。これが麻痺状態になつて、災害の重大な発生源になるんじやないか、こう考えたのであります。しかも一方におきましては、御指摘のようにまず工業用水から都市用水の限度までこれはきている。ところが一方において、水資源の開発の可能地のほうは、地域的な感情からして非常な抵抗をしている。しかもそちらのほうには水もあれば、土地もある、それから人間の労働力も良質なものが残つておる、しかも現在農業の転換期にあるということを考えますれば、私は從来の首都圏の整備の目標の方向を少し変えるべきだ、そうして北関東地区に工業とそれから都市機能、それから近郊農業を総合的にバランスのとれた一つの地方の中心都市をつくるべきだ。そのためわかりやすく私は北関東三県に百万都市構想を急速に進めるべきだ、そうしてこの百万都市を横にずっと横断して、そして港を東京港に求めず太平洋岸にこれを求めていく、そうしますれば相当部分の問題が解決をできる。それから水の問題でもやはり群馬県が自分の都市に新たに百万都市がつくられて、そこに必要な都市用水、工業用水が自分の地域内で開発されるとすれば、從来よりも抵抗がどうも少ないようになります。そうして水源地にダムをつくることによって移転もしくはつぶれ地になるところの住民を、そこはもう相当考えてもら十万かそこそこのものだと思います。それを新しい百万都市の中にそつくり計画的に入れ、保証すると同時にそそてみたんです。これはおもしろいじゃないか、そいう方向にいくなら、ぜひ私にそういう具体的の

備委員会にもこの問題の指摘をして検討を進めているという状況でございます。したがいまして田中委員長が言われるような從来の、今までの傾向性、その動向からきたものただそれを機械的に進めていくだけでは、これはとうていかないという反省は十分持っております。今後それは各方面の意見を聞いてこの問題を進めてまいりたいと考えておる次第でござります。

○委員長(田中一君) 実はいまそういう大構想は別にしましよう。とりあえず下水道を整備する、下水道をつくるという場合、その計画の根本がたとえばいまここに昭和五十年を目標にしています。が、五年たって後これじゃ困るんだ、人口の伸び率、産業の新設があふえてくるのだ、だからひとつこの人口増を改定してまた伸ばすんだということでは、結局下水道はできないわけなんですよ。昭和七十四年ごろに日本の人口は大体二億に達するということを言われております。しかし都市並びに都市周辺に集まる人口というものは、これは多くは人工的なものなんです、人為的なものなんです。政府の政策がそうなつておるからなんですね。ことに自由経済というものは、これは適所に一番下水道もでき、終末処理場もでき、どういう汚水を出してもそれが浄化されるんだという前提ならば、完成されたその地域にあらゆる産業が入り込んでくるわけなんです。その流域に入つてくれるわけです。むろん人間もそうです。人間はこれももう政府の政策です。周辺に何万という団地を数々つくる、そして同じ完成されたところの公共施設、これを利用してそこに定着する、これは人為的なものなんです。したがつて今日のこの大きな日本で初めての大下水道計画というものが策定されるならば、いつを目標にして考えられるか。パリの大下水を見ましても、これはむろん先ほど大臣が言われておる如きに、当時の都市國家かし日本の今日の時点におきましても何年を目標

は大体ピーコクに達する、あとは降下するんだ、だんだん減ってくるというのが日本の常識です、われわれの持っている常識です。しかし人為的に政府が政策としてふやすということになりますと、それはやはり増加人口に対する想定をしなければならない、これをどうお考えになつてある御答弁じや他を顧みてものと言つてるのであって、下水道問題についてしばりものをおしゃつておらないから、これは不満です。したがつて、岡部君 建設省が考えられている今度の下水道施設は、その地域の人口増あるいは排水の量の制限をこの下水道を中心に考えて、もうこの地域に対しては住宅公団は土地をつくつちやならないんだ、通産省に対しては工場をこの上流につくつちやいけないんだ、こういしつかりしたそれだけの腹を持つて考へているか。あるいはこの人口の伸び率というものはまだあいまいである。これは昭和五十年の想定だけども、これは昭和七十年から八十年くらいまでの想定で今度の下水道計画をつくらなければならぬのだという考え方から今度の計画を立てるかどうか、大問題なんですね。どこでも、これは岐阜もそうであったそうありますけれども、私の触れている各中小都市においても、二次三次の小規模ながらも下水道の何といいますか改築をやつている。そのたびに負担金を取られているのです。したがつて先行投資が一番大事なものならば、ここで昭和七十年なり八十年なりのあり方を想定しながら計画を立てるべきであるということを指摘したいのです。したがつて、この点については人口の増加率というものが、これはもう新企総でもつて一応の認め方をなさつておりますけれども、これに対する経済企画庁としては各産業あるいは住宅部分等の出現に対してどういう手を打とうとするのか。これがはつきり腹にきまつておらなければ、今度の計画はできるはずがないません。できたところで、これはあと二重三重の投資にならざるを得ないであります。そうしてよい環境の町はできな

企画室並びに建設大臣から、この下水道を中心とした上での問題でけつこうでございます、あるいは、つくつてもあえたらまたつくるんだ、まあ別につくる。ちょうど道路のバイパスをつくるようにまたつくるんだ、つくるんだという考え方方であります。ひとつ夢多き建設大臣のほんとうの現実的な構想をお話し願いたいと思います。

○國務大臣(根本龍太郎君)　どうもすっかりあまりに大きい構想を言われて、私も非常にたじろいでいるのですが……。

○委員長(田中一君)　それが基本なんです。

○國務大臣(根本龍太郎君)　御承知のようにいわゆる計画經濟でいきますれば、具体的にあらゆる権力を利用して、人口なり産業なりというものを集中し、それを計画的にやることは可能なんです。しかしそれにおいては、もう幾多の矛盾が出てきておる。これは人間の心理というものが影響するからそれはなかなか困難です。これが自由主義社会では、これはプライム・マニズムであり、機能の問題でこれはおのずから是正し、その過程においてさらに政策をもつて誘導するということになると思います。

ところで、現在の下水道の問題につきましては、現実に非常に矛盾した問題が一つあるわけですね。もう非常に大都市においては手おくれといつてもいいところまで悪化してしまっている。これを何とかしなければ都市生活それ自身がだめになつてくる。人間疎外になつてくる。だから、これをやらなければならぬという一つの要求がござります。これをやらなければならない。下水道の問題。一方は、これから新しく都市化していくところ、これを先取りして、環境基準どころか、自

然をより美しく、より豊かにしていくための下水道は、道、この二つがあるのです。しかも、これを時間的には一緒にやらなければならぬというところに、われわれの非常なあせりと苦労があるのでござります。それが、要するにどういうふうに見込むかといふと、投資のしかたによってもまたこれは違ってきます。新しい都市づくりをするところに先行投資に相当十分の金がタイムリーに出てきますと、そっちのほうに工場なりそれから都市が移ってくる、そうすると、こっちのほうは緩和されれる、こういう相関関係になると思うのでござります。そこで、いま委員長が言われたことを具体的に首都圏に適用するとするならば、少なくともいまの都市、既成の都市における下水道は、やはり環境基準までできるだけ早く近づけるという努力をやらなければ、現在住んでいる人の生命と健康にこれは関係するから、これをやつていきまます。それから一方においては、先行的にやらなければならぬ新しい都市については、これは都市計画の場合の段階でこれからもうすぐにはやらなければならない、こう思つております。それには現在の投資額のワクでは足らないことも私はわかるのです。御指摘のとおりです。御指摘のとおりなるがゆえに、私は——しかし、それだからといって、いま直ちに財政当局と、これはだめだめだと幾らかしても、現実に財政上の裏づけがなければ、これは單なる評論的に、どっちが勝つたとか負けたといつても意味をなさないから、そこでやはり政治は妥協であるから、私は社会経済発展計画の限度にプラスアルファをしたことでは出発することでやむを得ない。そして、今度これを実施する過程において、いま委員長並びに他の委員の方から言われたように、国民の意識是非常に変わってきますから、現在ではもう、これは大都市といわば小都市といわば、いわゆる市街地域に生活する人にとっては下水道は必須の条件である。このために國家が投資すること、並びに自治体がこれに精力を集中するのは当然だということに、これは相当スピードーに私は意識の向上が

理由を言おうとも、私は早急に下水道については一般的の事業と違つて、下水道公債を出すということに対する合意ができるのじやないかという期待と、私はそれを進める自分の責務を感じて いました。四十六年度予算編成における下水道の総規模、そしてこれに対するいろいろな不満もありますけれども、政令で明確に、国、自治体並びにその企業の負担のあれを明確にしていく。それから進めていくべきだというふうに感じているのでございまして、これは委員長の言われたこと、よくわかりますけれども、これに直接こたえて、人口の伸び率は既成の市街地については年率何%だと、それからその他の市街地は何%だと、それに伴うところの下水道予算の配分はこうすべきだというふうをいま申し上げる実は資料も持つておりますし、ちょっとそこまで私は研究いたしておりませんので、いま申し上げたことで一応発足して、そうしてやはりこれは、本格的に、いうならば、下水道に対する地方自治体並びに国、国民の取り組みは今回がぼくは出発点だと思うのです、実質的に。それから私は本格的に検討してまいりたいと思う次第でござります。

○委員長(田中一君) 実は資金があれば何でもできますという考え方でなくて、建設大臣は画期的な日本で初めての下水道網といふものをつくるうるうる発想ならば、二十年あと、五十年あとを目途にしながらの発想でなくちやならないと言つておる。金は必ずついてまいります。結局金があればあるだけの、なければならない規模の仕事をすればいいということじゃない。私は、政治的に、人為

的にそれらの人口移動というものを、ことに大都市においては激しい移動を政府自身がやっている。ということは、この反面、建設大臣は国の保全をはかるという大責任の上から、はつきりした将来の人口はこうだ。これで抑えるのだということも一つの方針です。これ以上上流には何にも危険な工場ははからず、整理すれば必ずくるのですから……。こういう腹をもつて政治の姿勢でくるか、さもなければ将来の首都圏の百万都市、二百万都市といわれているその都市においては、これ以上もうここには人口の集中をさせないのだというような腹をもつて計画を立てるか、どちらかなんです。一番危険なのは、この推定する計画人口というものが、はたして正しいものかどうかすらわかりません。おそらく過去の伸び率によってこれは推定したものじやないかと思う。この点ひとつ岡部局長のほうから、この数字はあなたのほうで考えられているものと、新全総で考えられているものと、将来のどういうぐあいに、食い違いないか、あるか、その点もひとつ説明してほしい。これは一つの例でいいから。

の情勢を見ましても、たとえば東京周辺で申しますが、東京のいわゆる中心の区部の人口はもう頭打ちと申しますか、減る分も出ておりますが、いわゆるドーナツ現象で、その周辺に新しく都市化されていくという地域ができるわけでござります。したがつて、そういう新しい都市化される地域を含めての市街地人口といふのは、決していまの現状よりも押えるというようなことはどうていむずかしいのではなかろうかという考え方でございます。

○委員長(田中一君) じゃあ建設大臣、これは策定にあたつては、この予算だからこの規模の計画をしかできないんだと言うことはおやめなさい。将来この地域がかくかくなるんだと、産業の分布等の押え方はできない、自由経済の社会だからできなんだというならば、一応計画された計画の地域に対するところの住宅公団その他の住宅の集中というものをやめなさい。さもなくば、それがどうしても都市形成の上から必要なならば、その分を含んだ計画を立てるようにしていただきたいと思うんです。これはあなた、どんなに非難されても、あなたの自身はやはりわれわれの次の世代の若者たちからは非常によい答えが出てくるわけなんです。後世の、次代の人たちが、ああわれわれの先輩、われわれの先祖がこうしたと言うことになるわけなんです。これは、その点はもうほんとうです。真剣にそういう面に取つ組んで、五割の伸び率があつてもこれで心配ないんだと、五割までの人はいらっしゃいと、これは一番平和な清潔な地域だというような自信をお持ちになつて計画を立てていただきたいと思うんです。そのような指導をひとつ各都道府県、ことに首都、中部、近畿等の非常に都市化現象の激しい、集中度の激しい周辺においてはそのような計画を立てていただくことを、そういう指導をすることをひとつ希望いたしました。

汚物に要する水といふものの供給源といふものであります。そうすると、いままであなたのほうで建設白書で出している水の需要のいままでの経過とそれから今後の見通しというものは、一応建設白書には出しておりますけれども、はたして放流する域地域にそれだけの供給ができる水資源といふものが計画されるとかどうか。なるほど治山治水五ヵ年計画はござります。この計画では相当膨大なものを見ておられるようですが、これでも足りません、足らないです。そうすると、必要な下水道、新設するところの都市に対して水の供給が可能な計画が立つておるかどうかといふ点であります。これは経済企画庁の西川君が答弁するのは現在時点のことと言ふに違ひないと思ふから、一応君は聞いていてくれればいいんでありますが、新しい治山治水五ヵ年計画というものがこの第三次下水道五ヵ年計画にマッチした給水の計画を直ちに策定するかどうかの問題であります。これを想定されなかつたところに、今までの治山治水五ヵ年計画、これは直ちにこの計画の樹立によつて新しくそれに対する配水の計画が立たなければならぬぢやないですか。そうしてその水の資源といふものは、この要求にこたえてこれは確保される方向にいつてゐるかどうか、こういう点を伺つておきたいと思うんです。決して無理なことを言つておられるんじゃないですよ。

を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、政府といたしましても御趣旨を尊重し、その運用につきまして十分努力してまいりたいと存じます。どうもありがとうございました。

○委員長(田中一君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めさよう決定いたします。

○委員長(田中一君) これより請願の審査を行ないます。請願第六三号主要地方道水沢・十文字線開通促進に関する請願八件を一括して議題といたします。

まず、専門員からこれらの請願の趣旨について説明を聽取いたします。速記をとめて。

〔午後三時四十八分速記中止〕

○委員長(田中一君) 速記を起こして。

それでは、おばかりいたします。ただいま審議いたしましたように、請願第六三号主要地方道水沢・十文字線開通促進に関する請願、第四九二号、第五三三号、第五五五号、第六〇八号、第六〇九号、第六一〇号、第六一一号公団住宅家賃値上げ反対等に関する請願に付するることを要するものとすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。次に、すでに議題となつております第五三三号地代家賃統制令撤廃に関する請願について採決を行ないます。本請願を採択することに賛成の方の挙手を願い

ます。

【賛成者挙手】

○委員長(田中一君) 多数と認めます。よつて、本請願は多數をもつて議院の会議に付することを

要するものにして、内閣に送付することに決定いたしました。

なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(田中一君) 次に、継続調査要求についておばかりいたします。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本院規則第五十三条により、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔午後四時十二分速記開始〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

〔午後三時四十八分速記中止〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

いと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

〔午後四時十五分散会〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

〔午後四時十二分速記開始〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

四、安くて住みよい公共住宅を大量に建設する」と。

第五三三号 昭和四十五年十二月八日受理

公団住宅家賃値上げ反対等に関する請願

請願者 埼玉県春日部市武里園地六ノ二六
ノ三〇二 大山昭

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

第五五五号 昭和四十五年十二月十日受理

公団住宅家賃値上げ反対等に関する請願

請願者 東京都杉並区荻窪三ノ七ノ五ノ三
一一 篠内龟

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

第六〇八号 昭和四十五年十二月十一日受理

公団住宅家賃値上げ反対等に関する請願

請願者 東京都足立区日出町二七ノ三ノ
六〇六 合田正也

紹介議員 木村禱八郎君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

第六〇九号 昭和四十五年十二月十一日受理

公団住宅家賃値上げ反対等に関する請願

請願者 埼玉県大宮市桜木町三丁目公団住
宅五ノ一〇三 永松三郎

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

第六一〇号 昭和四十五年十二月十一日受理

公団住宅家賃値上げ反対等に関する請願

請願者 東京都府中市晴見町一ノ二八府中
一四ノ一〇四 佐々木正

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

第六一〇号 昭和四十五年十二月十一日受理

公団住宅家賃値上げ反対等に関する請願

請願者 東京都府中市晴見町一ノ二八府中
一四ノ一〇四 佐々木正

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

第六一〇号 昭和四十五年十二月十一日受理

公団住宅家賃値上げ反対等に関する請願

請願者 東京都府中市晴見町一ノ二八府中
一四ノ一〇四 佐々木正

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

第六一一号 昭和四十五年十一月十一日受理

公団住宅家賃値上げ反対等に関する請願

請願者 千葉市幸町二ノ一六ノ六二〇六

石田順之助

紹介議員 大和与一君

この請願の趣旨は、第四九二号と同じである。

第五五三号 昭和四十五年十二月九日受理

地代家賃統制令撤廃に関する請願

請願者 京都市下京区西七条東久保町八

山川松重

紹介議員 永野鎮雄君

地代家賃統制令を特に困窮している借地・借家人に対する施策を配慮して、すみやかに撤廃されたい。

理由

一、現行の地代家賃統制令は、終戦後の国民生活の安定を図るため、ボツダム勅令により制定されたのであるが、現在、終戦後の異常な住宅難はかなり緩和されており、他の多くの物価統制は解除されているが、本統制令は、なお継続されている。

二、統制対象は、現在、全国で住宅総数の九八・一セントにあたる昭和二十五年七月以前に建築された九十九平方メートル以下の借家及びその敷地のみに適用されている。

三、統制家賃は、昭和十三年の家賃を水準としており、昭和二十七年以来ずっとまであり、このため、現行の統制家賃は、統制対象外の家賃の約十一分の一であり、著しく格差がある。しかも、この統制額算出の基礎となる土地の評価は昭和三十六年度の固定資産評価額のまくづけされているため、家賃の手取額は年減少している。(地代の手取額は三十六年度以降すえ置かれている。)

四、上述のように、統制対象の貸地・貸家の地主、

家主は大きな犠牲を払わせられ、さらに、古い建物のみが統制の対象のため、家主のほとんどが老齢者であり貸家経営のほかに生活のすべてがなく、生活の保護を受けようにも資産を所有するためそれもかなわず、生活が破たんにひんしている家主は多数にのぼり、年々増加の傾向にある。

五、昭和三十五年自民党政策審議会で、統制令は撤廃すべきであると結論され、以来、四回にわたり、同令の廃止法案が国会に提出されたが、いずれも審議未了となつておらず、昭和三十七年以降からは臨時行政調査会の廃止勅令にもかかわらず廃止の提案もなされず、統制額それ自体も是正されずすえ置かれている。

昭和四十六年一月七日印刷

昭和四十六年一月八日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局